第２次高石市
男女共同参画計画

2017年（平成29年）3月

高　石　市

はじめに

～　男女共同参画社会の実現をめざして　～

男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現し、女性も男性も自らの個性を発揮して、生き生きと充実した人生を送ることができるよう、本市では、「男女共同参画社会基本法」の理念を施策として展開するために2007年（平成19年）に「高石市男女共同参画計画」を策定して、さまざまな取組を行ってきました。

少子高齢化が進展するなかで、国では「女性の力」を我が国最大の潜在力であると認識して、すべての女性が輝く社会づくりをめざした取組が一段と進められています。しかし一方で経済格差の拡大や固定的な性別役割分担意識、女性に対する暴力など解決すべき課題も多数残されています。

このたび、「高石市男女共同参画計画」の計画期間が終了するのを受けて、社会環境の変化に対応し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進するために、「第２次高石市男女共同参画計画」を策定しました。もとより、男女共同参画社会の形成には、行政だけでなく市民、事業者等社会の構成員すべての連携が不可欠です。持続可能な活力ある社会を築くために、皆様のご協力をよろしくお願いします。

最後に、計画策定にあたり、「高石市男女共同参画懇話会」委員の皆様をはじめ、意識調査等にご協力いただいた皆様に心からお礼申し上げます。

2017年（平成29年）３月

高石市長　阪口　伸六

目　　次

第１章　計画の構想 1
１　計画の基本的な考え方 2
（１）計画の基本理念 2
（２）計画の基本的視点 3
（３）計画の位置づけ 4
（４）計画の期間 5
（５）計画の推進 6
２　計画策定の背景 7
（１）国・大阪府の動き 7
（２）高石市男女共同参画計画の取組 9
（３）男女を取り巻く社会の状況 14
第２章　計画の内容 19
計画の体系 20
重点目標Ⅰ　あらゆる分野における男女共同参画の実現 22
主要課題１．政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大 24
主要課題２．就労における男女平等の実現 26
主要課題３．仕事とその他の生活との調和の促進 28
主要課題４．家庭や地域における男女共同参画の促進 30
重点目標Ⅱ　人権尊重と暮らしの安心の確保 32
主要課題１．ＤＶ防止にかかる取組の推進 34
主要課題２．あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成 36
主要課題３．生涯にわたる心身の健康支援 38
主要課題４．困難な状況に置かれた人への支援 40
重点目標Ⅲ　男女共同参画意識の醸成 42
主要課題１．子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成 44
主要課題２．生涯学習における男女共同参画意識の醸成 46
資　料 48

第１章　計画の構想

１　計画の基本的な考え方

（１）計画の基本理念

1999年（平成11年）に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

少子高齢化がますます進展する我が国では、性別にかかわりなく誰もが社会を支える一員として活躍できる社会を築くことが求められています。

市の施策は、地域における市民生活に対して密接なかかわりをもつことから、「男女共同参画社会基本法」の趣旨に基づいて、男女共同参画の視点に立って、２１世紀における豊かで活力ある地域社会の創造をめざすことが重要となっています。

本計画では、市民一人ひとりが性別にかかわりなく自分らしさを尊重され、個人の能力と個性の発揮を妨げられることなく、希望する生き方を追求できる男女共同参画社会をめざして、基本理念を以下の通り定めます。

基本理念

人権尊重と男女共同参画社会の実現

（２）計画の基本的視点

1　多様な生き方を可能にする社会の実現

こころの豊かさが求められる社会では、価値観の多様化に伴い生き方の選択肢が広がっています。性別、年齢等にかかわらず、誰もが自分なりの価値観に基づいて自由に生き方を選択でき、どのような生き方を選択したとしても不利益をこうむらない社会が、人間一人ひとりを大切にする社会であるといえます。そのことを可能にする社会システムの構築と多様な生き方を認める社会意識の醸成を図ります。

2　女性のエンパワーメント

性別に基づく固定的な見方や役割分担意識などにより、女性が本来持っている力を十分に発揮できていない場合があります。社会における男女の不平等をなくし、男女共同参画を進めるためには、制度や仕組を見直すだけでなく、女性が社会・経済・政治などのあらゆる分野で、自己決定力、方針決定力などを身につけ行動し、周囲に働きかけることも重要となります。女性自身に内在する力を引き出して、さまざまな面で能力を発揮できるようにする、女性の**エンパワーメント**を支援する視点で取り組みます。

3　市民等と行政の協働による豊かな地域社会の創造

社会におけるさまざまな課題を解決するためには、行政、市民、事業所、地域団体等がそれぞれの立場で役割を認識し、互いに協力し合って、取組を進めていくことが必要です。男女共同参画にかかわる事柄は、生活のあらゆる分野にわたるため、社会を構成する組織や個人の協働は欠かせません。市民等との協働を通じて、的確で実効的な取組が広がることをめざします。

エンパワーメント

人は、生まれながらに個性や感性、生命力、能力といった power（力）を持っている。しかし、生きていく中で、差別や偏見にあったり、暴力を受けたり、人と比較されたりという外部からの抑圧で、心が傷つけられ power（力）を奪われてしまう。自分の中にある power（力）に気づいて自分を信じ、持っている力を取り戻すことをいう。

（３）計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に定められた市町村男女共同参画計画として位置づけ、男女共同参画社会の実現に向けて市の施策の方向と推進のための方策を明らかにしたものです。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「配偶者暴力防止法」）に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」（以下、「ＤＶ防止基本計画」）と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」）に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」（以下、「女性活躍推進計画」）を包含して策定するものです。

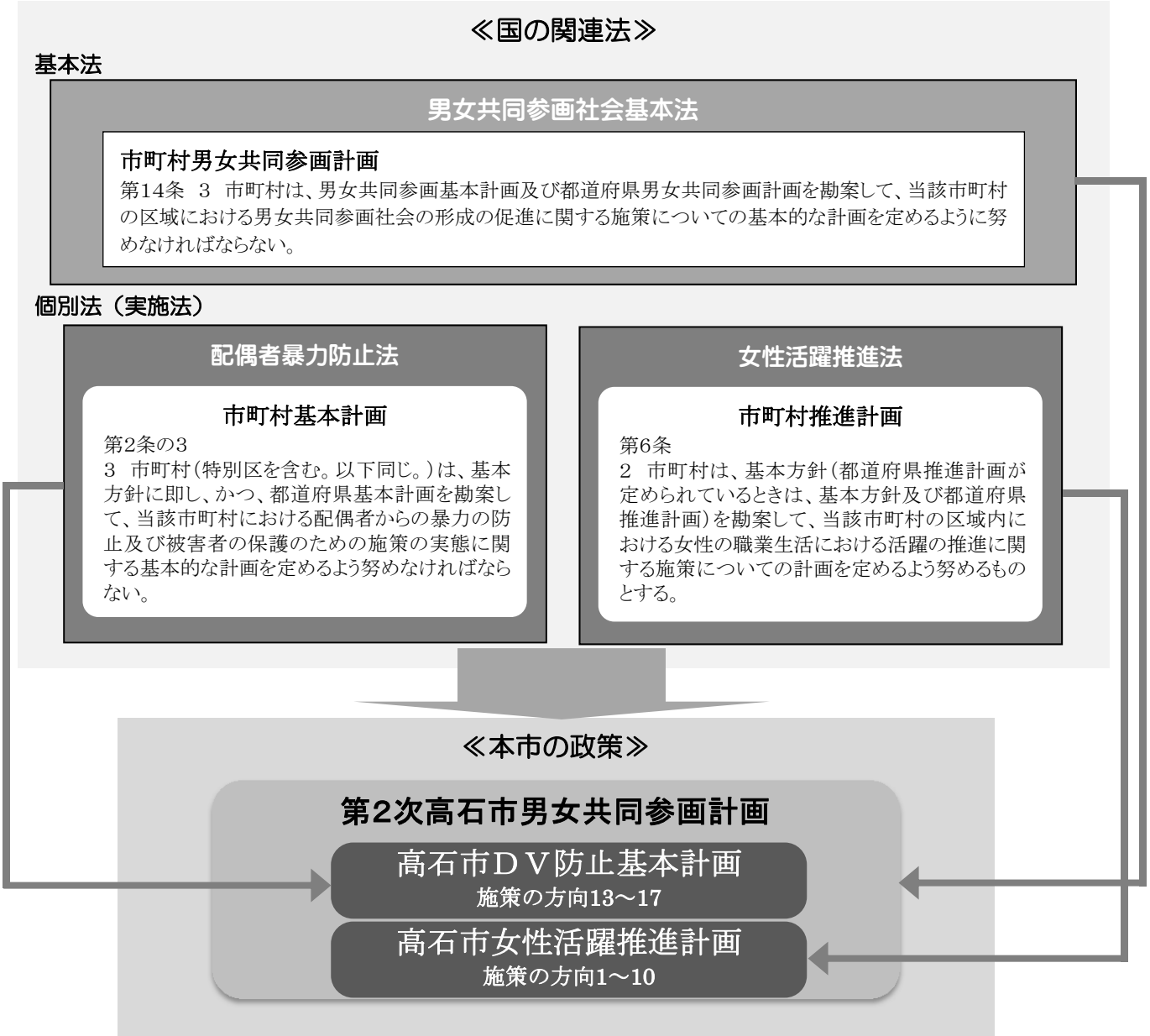

さらに、「市民主体のやさしさと活力あふれる“健幸”のまち」を基本理念に掲げる「第４次高石市総合計画」及び関連する部門別計画との整合を図って策定しました。本計画は、下図のように、関連する部門別計画について男女共同参画の視点で横断的にとらえるという位置づけをもちます。

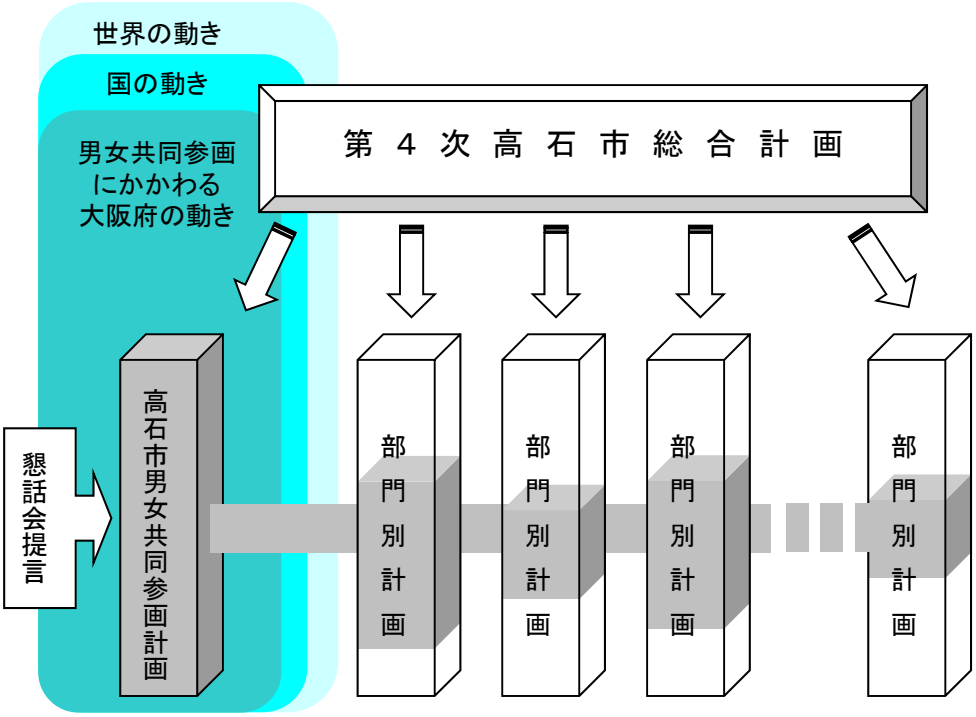

策定にあたっては、国の「第４次男女共同参画基本計画」及び「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」を勘案し、「高石市男女共同参画懇話会」に意見を求めるとともに、市民を対象に「高石市男女平等に関する意識調査」、市内の事業所で働く女性を対象に「女性の就労実態調査」、市内の事業所を対象に女性の活躍推進に関する意向を調査するなど、市民の意識や生活実態の把握とともに、仕事と生活の両立、働く場における女性の活躍推進に関する実態の把握に努めました。また広く市民からの意見・提言を聴くためにパブリックコメントを実施して、本計画に反映しました。

（４）計画の期間

計画の期間は、2017年度（平成29年度）から2026年度（平成38年度）の10カ年とします。計画期間中においても、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

（５）計画の推進

1　庁内推進体制の強化（施策の方向 26）

男女共同参画社会の実現に向けての施策はさまざまな分野に及ぶため、本市が行うあらゆる施策の影響が、どちらか一方の性に対して、結果として不利益につながっていないかを見直す視点が必要となります。その上で、男女間のアンバランスな状態を是正し、実質的な男女平等に結びつけることが重要です。庁内において男女共同参画にかかわる施策が実効的に実施されるよう、庁内推進組織である「高石市男女共同参画推進本部」の組織体制を充実・強化します。

今後、男女共同参画にかかわる事業を円滑に運営するとともに、市の策定するあらゆる計画においても男女共同参画の視点が盛り込まれるよう、「高石市男女共同参画推進本部会議・幹事会・研究会」の開催や研修を通じて、庁内における認識の共有化を図ります。

2　計画の進行管理（施策の方向 27）

庁内関係各課が実施する施策について毎年調査を行い、進捗状況を把握し、優先度の高いものについては重点施策として取り組むなど計画の着実な遂行に努めます。計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についてもできる限り捕捉し、進捗状況の把握、進行管理の対象とします。

計画の適切な進行管理には、施策の実効性に対する検証・評価が必要となるため、施策の立案、検証・評価の基礎資料となる各種統計・調査については、可能な限り男女別に実態把握を行います。また、男女共同参画にかかる指標の設定等を検討し、具体的な進捗状況の把握に努めます。

また「高石市男女共同参画懇話会」を定期的に開催し、計画の進捗状況を報告し、意見を求めます。

3　男女共同参画推進拠点の整備（施策の方向 28）

男女共同参画にかかわる市民の活動を支援し、女性のエンパワーメントや問題解決につながる拠点施設の整備を行います。市民との協働による学習、交流、相談、情報の収集・発信、研修等、事業の充実を図ります。

２　計画策定の背景

（１）国・大阪府の動き

1　国の動き

1999年（平成11年）に施行された「男女共同参画社会基本法」は、国政の重要な分野について、国の政策に関する基本方針を明らかにすることを主な内容として、憲法と個別法をつなぐ位置づけを持つ「基本法」として制定されました。このことは、男女共同参画社会の実現は、我が国における最重要課題のひとつに位置づけられていることを示します。

近年の大きな動きとしては、2012年（平成24年）６月に、女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議により「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」が取りまとめられ、その主要な取組は「日本再生戦略」（平成24年7月閣議決定）にも反映されました。2013年（平成25年）６月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「『女性の力』は、これまで活かしきれていなかった我が国最大の潜在力である」と表現され、「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、少子高齢化で労働力人口の減少が懸念されるなかで、新たな成長分野を支えていく人材を確保していくためにも不可欠と明示されました。それを受けて、2014年（平成26年）10月には、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国社会の活性化につながるよう、内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。

2015年（平成27年）に成立した「女性活躍推進法」では、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、一定規模以上の民間企業等）に義務づけられました。

「男女共同参画社会基本法」に基づくアクション・プランとして策定される国の男女共同参画基本計画は、2010年（平成22年）に「第３次男女共同参画基本計画」が策定され、改めて強調される視点として、①女性の活躍による経済社会の活性化、②男性、子どもにとっての男女共同参画、③様々な困難な状況に置かれている人々への対応、④女性に対するあらゆる暴力の根絶、⑤地域における身近な男女共同参画の推進が挙げられました。さらに2015年（平成27年）に策定された「第４次男女

共同参画基本計画」では、改めて強調する視点として、①あらゆる分野における女性の活躍、②安全・安心な暮らしの実現、③男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、④推進体制の整備・強化が挙げられています。

2　大阪府の動き

大阪府では、国の動きを受けて、2011年（平成23年）に、大阪らしい男女共同参画社会をめざす「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」が策定され、2012年（平成24年）には、配偶者からの暴力を防止するとともに、暴力の被害者が適切な保護や支援を受け、自立し安心して暮らすことのできる社会をめざす「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（2012-2016）」が策定されました。

2015年（平成27年）７月には、国における女性活躍推進の取組に呼応して、女性が持てる能力を十分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けて、オール大阪で女性の活躍推進の機運を盛り上げるために、「ＯＳＡＫＡ女性活躍推進会議」を新たに設置され、同年９月に、「ＯＳＡＫＡ女性活躍推進会議」の構成団体が一堂に会する記念イベントにおいて「女性が輝くＯＳＡＫＡ行動宣言」が発表されました。

2016年（平成28年）には、①あらゆる分野における女性の活躍、②健やかに安心して暮らせる社会づくり、③全ての世代における男女共同参画意識の醸成を基本方針に掲げた、「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」が策定されました。

（２）高石市男女共同参画計画の取組

「高石市男女共同参画計画」（計画期間2007年～2016年）における重点分野ごとの取組は以下の通りです。

Ⅰ．あらゆる分野における男女共同参画の実現

①審議会委員等における女性登用率

- 計画策定年度（平成 19 年度）の 20.7％と比べて、2016 年（平成 28 年）４月１日現在では 25.3％となり､4.6 ポイント上昇しています｡(人権推進課)
- 2008 年（平成 20 年）に、委員数５人のうち女性委員２名が登用された教育委員会では、現在、教育委員長は女性が就任しています。（教育総務課）

②高石市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の策定

- 2016 年（平成 28 年）４月１月から 2021 年（平成 33 年）３月 31 日までの５年間を計画期間とし、以下の目標を設定しています。（人事課）

【目標Ⅰ】職員採用試験における女性の受験者を平成27年度実績より10人以上引き上げ、受験者総数に占める女性割合を35％以上にする。（平成27年度実績女性受験者数34人、女性割合30％）

【目標Ⅱ】事務職における係長相当職以上の女性職員数を2015年度（平成27年度）実績より５人以上引き上げ、事務職における係長相当職以上に占める女性職員の割合を15％以上にする。（平成27年度実績女性職員数18人、女性割合12％）

【目標Ⅲ】制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を80％以上にする。（平成27年度実績取得割合60％）

③社会活動における女性の参画

- 市民意識調査の結果では、「社会通念・慣習・しきたり」で男女の平等感は低く、女性・男性ともに「男性の方が優遇されている」と感じる人が多くを占めています。この傾向は 10 年前の前回調査とほぼ同じです。また「地域活動・社会活動」では、男女が平等と思う人が３割いるものの「男性の方が優遇されている」の回答が大阪府や国の調査結果に比べて高くなっています。（人権推進課）

- 人権推進課では、1999 年（平成 11 年）から継続して、市民グループ‘NEXT’と企画段階から協働で男女共同参画を啓発する講座（すてっぷ講座）を実施しています。（人権推進課）
- 地域防災においては、大阪府地域防災計画に準じて、高石市地域防災計画に男女共同参画の視点が盛り込まれました。2016 年度（平成 28 年度）から自主防災組織に対して、男女共同参画の視点を含んだ国の指針に基づく、避難所運営マニュアルの作成支援を行っています。消防団員 44 人のうち現在、女性は５人ですが、今後女性の消防団活動の活性化をめざします。（危機管理課）
- 高石市姉妹都市協会が主催する国際交流活動においては、これまでから女性の参加が多くなっています。（秘書課）

④就労の場における男女共同参画

- 女性活躍推進法に基づき、「高石市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の策定を行いました。（再掲）（人事課）
- 2016 年度（平成 28 年度）に「女性活躍推進計画」の策定に向けて、市内の事業所で雇用される女性を対象に「女性の就労実態調査」を実施し、事業所を対象に女性の活躍推進に関する意向を調査しました。（人権推進課）
- 2004 年（平成 16 年）から地域就労支援センターを設置し、現在２名の就労支援コーディネーターが相談に応じています。近年の相談者のうち女性は半数を超えています。（経済課）
- 2016 年度（平成 28 年度）から「求職者資格取得支援補助金」事業を開始し、雇用保険要件非該当により教育訓練給付金の支給を受けられない人への支援を行っています。（経済課）
- 2009 年度（平成 21 年度）から泉北２市１町による合同就職面接会を継続開催し、2016 年度（平成 28 年度）は本市内で起業をめざす女性を対象としたイベントを同時開催しました。（経済課）
- 2015 年度（平成 27 年度）に本市と高石商工会議所が連携して取り組む「創業支援事業計画」を策定し、年間 12 件の創業をめざしています。この計画にもとづき、高石商工会議所では女性起業家向けの創業セミナーを開催しています。（経済課）

Ⅱ．男女の人権尊重

①ＤＶの相談体制

- 2005 年（平成 17 年）から外部専門機関に委託して「女性相談」を継続実施しています。当初の月１回から現在は月２回で実施しています。希望日に予約できない、相談内容が急を要するなどの場合は他機関の相談窓口につないでいます。（人権推進課）
- 女性に対する暴力をなくす運動の一環として、例年 11 月、市役所ロビーにおいて「女性と人権」パネル展示を行っています。（人権推進課）
- ＤＶ等被害者の個人情報保護のため、住民基本台帳事務における支援措置において、2015 年（平成 27 年）８月からは、被害当事者が記入する申出書への意見付与をケースに応じて市役所でも行えるようにし、迅速な対応を図っています。（人権推進課）

②生涯にわたる健康支援

- 母子保健事業では、妊娠から出産まで切れ目ない支援を行うために、保健師等による全数面接、妊娠中からの訪問指導等で支援を拡充しています。（地域包括ケア推進課）
- 妊婦健診公費負担助成として 14 回負担額 116,840 円を上限として妊娠中の経済的負担の軽減を図っています。（地域包括ケア推進課）
- 妊婦とそのパートナーを対象にした「パパママ学級」を定期的に開催し、これから親になる人の仲間づくりと育児不安の軽減に努めています。平日・日曜日の開催日を設けて、両親が協力して行う育児の支援を行っています。（地域包括ケア推進課）
- 不妊治療を受ける人の経済的負担軽減のために「府特定不妊治療費助成」への上乗せ給付を行っています。（地域包括ケア推進課）
- 本市は、市内での分娩施設を維持するために高石市母子健康センター（助産所）を設置し、月に 10 件程度の分娩を受け入れています。分娩以外に妊娠中から産後の健康支援の教室や相談も行っています。（地域包括ケア推進課）

Ⅲ．多様な生活を支える環境づくり

①家庭における男女共同参画

- 固定的な性別役割分担意識は、過去の調査と比較すると、少しずつ否定的な人が増えていますが、依然男性の半数近くは肯定的な意識です。（人権推進課）
- 家事・育児等の役割分担では、理想と現実の差が大きく、理想では「男女同じ程度の役割」と考える人が多いにも関わらず、現実の家事・育児等は女性が担っていることが多くなっています。（人権推進課）
- 2012 年度（平成 24 年度）から男性の「食」に対する関心を高め、生活的自立の機会を提供するために「男性チャレンジクッキング」を年２回開催しています。（地域包括ケア推進課）
- 家族介護者の介護負担感の軽減や健康管理のために運動を中心とした「介護家族の集い」を毎週開催しています。（地域包括ケア推進課）

②仕事と生活の調和

- 市民意識調査の結果では、生活の中で、「『仕事』と『家庭生活』と『地域活動・個人の生活』をともに優先」を希望する人は多いですが、現実の生活ではこの３つをバランスよく優先できている人は少ないという実態があります。（人権推進課）
- その背景にある、30 歳代・40 歳代男性に多い長時間労働の解消は、企業とともに解決をめざす問題です。（人権推進課、経済課）
- 「高石市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標の１つに「子どもを産み育てやすい環境を整える」を掲げて、子育て支援を拡充しています。（総合政策課）

  ・子育て世代ウェルカムステーションの整備（平成 28 年度実施）

  ・妊産婦健診支援の拡充（公費負担額 79,090 円→116,840 円に増額）（再掲）

  ・不妊治療に関する支援（府特定不妊治療費助成へ上乗せ 5 万円）（再掲）

  ・結婚への意識向上

  ・放課後児童クラブの時間延長（平日 19 時までの延長）（平成 28 年度実施）

  ・病児保育サービスの整備（平成 28 年度実施）

Ⅳ．男女平等を実現する教育・学習の充実

①学校教育における男女共同参画

- 各学校に人権教育担当者を各１人決めて、年１回の人権教育担当者会議を開催するほか、年間計画を立てて人権教育研修会を実施しています。そこでのテーマに男女共生教育も含まれています。（学校教育課）
- 学校におけるセクシュアル･ハラスメントを防止するための研修を毎年行っています。（学校教育課）
- 小学校・中学校において発達段階に応じたキャリア教育を実施しています。（学校教育課）
- 生徒指導では、社会性測定用尺度を利用した調査を継続実施し、「自尊感情」の向上、「自己有用感」を実感できる行事や取組を進めています。（学校教育課）
- 2014 年（平成 26 年）４月に策定した「たかいし教育ビジョン（高石市教育振興基本計画）」のなかで、人権教育、キャリア教育、学校保健の充実、生涯学習における多様な学習機会の提供、公民館事業の充実などに取り組んでいます。（教育総務課）

②生涯学習における男女共同参画

- 公民館企画委員会では、女性の関心やニーズに即したテーマの講座が多く開催され、参加者数の増加にもつながっています。（社会教育課）
- 社会教育課と人権推進課との共催による男女共同参画をテーマにした講座を開催しています。（社会教育課、人権推進課）
- 市民のニーズに対応した講座の企画・運営を検討しているなかで、働く世代のライフステージにあった講座や男性が関心を持つ講座など参加しやすくて、親しみの持てる講座の企画が課題となっています。（社会教育課）
- 2013 年度（平成 25 年度）から、泉北地域４市１町（堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町）で図書館の相互利用が開始され、より多くの男女共同参画関連図書の利用が可能となっています。（社会教育課）

（３）男女を取り巻く社会の状況

1　少子高齢化の進展、世帯の変化

我が国の高齢化率は、他の先進主要国と比べて最も高く、その進行度合いが早いことが特徴です。2015年（平成27年）の高齢化率（65歳以上人口が全人口に占める割合）は26.6％（国勢調査）となり、初めて25％を超えました。

一方、2015年（平成27年）の**合計特殊出生率**は1.46で、過去最低水準からは緩やかな回復傾向ですが、人口を維持できる水準ではなく、今後も人口減少が続く見通しです。

本市では、以前は全国平均よりも低かった高齢化率が、ほぼ同じ水準となっています。

年齢３区分別人口と少子高齢化の推移（高石市）

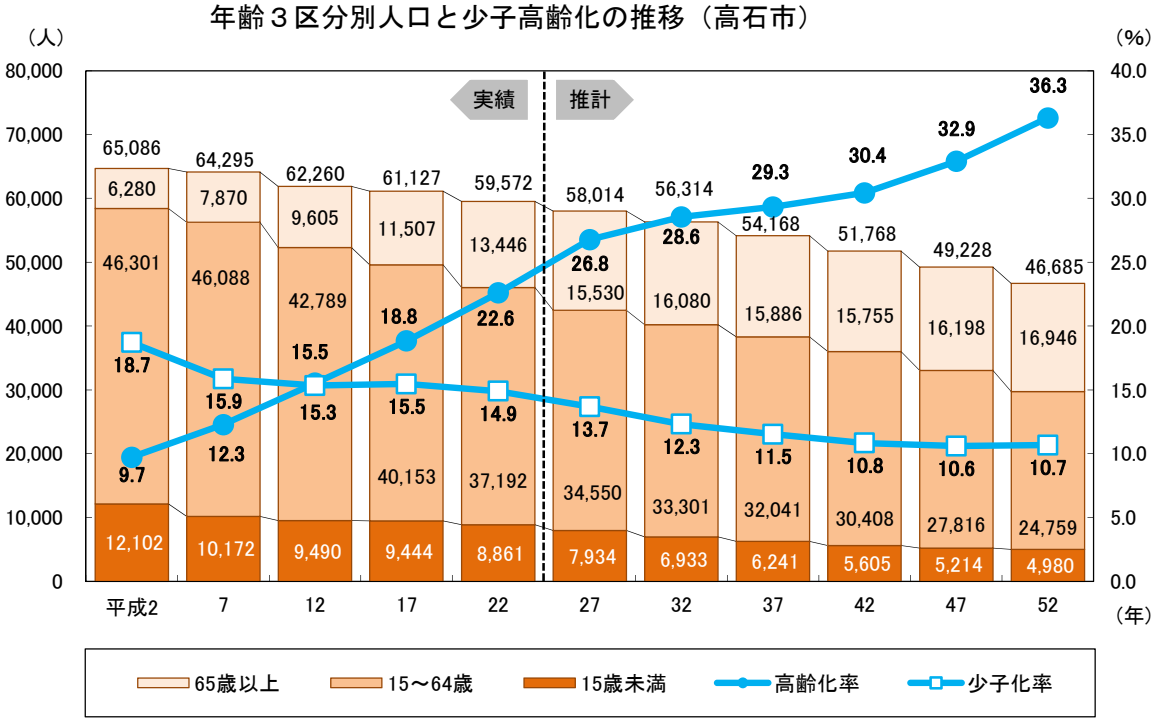

注1）実績値の総数には年齢「不詳」を含むため、各年齢別人口の合計とは一致しない。
　2）高齢化率・少子化率は、総数から年齢「不詳」を除いた人口を分母として算出している。

資料：総務省「国勢調査」（平成２年～22年）
国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）（平成27年～52年）

合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1 人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。

また、世帯の状況も大きく変化しており、標準家族と言われた「夫婦と子どもからなる世帯」が減少し、一方「単独世帯」「夫婦のみの世帯」は増加しています。なかでも、一人暮らしの高齢者は年々増加しています。また、一人暮らし高齢者のうち75%以上を女性が占めています。

世帯類型別割合の推移（高石市）

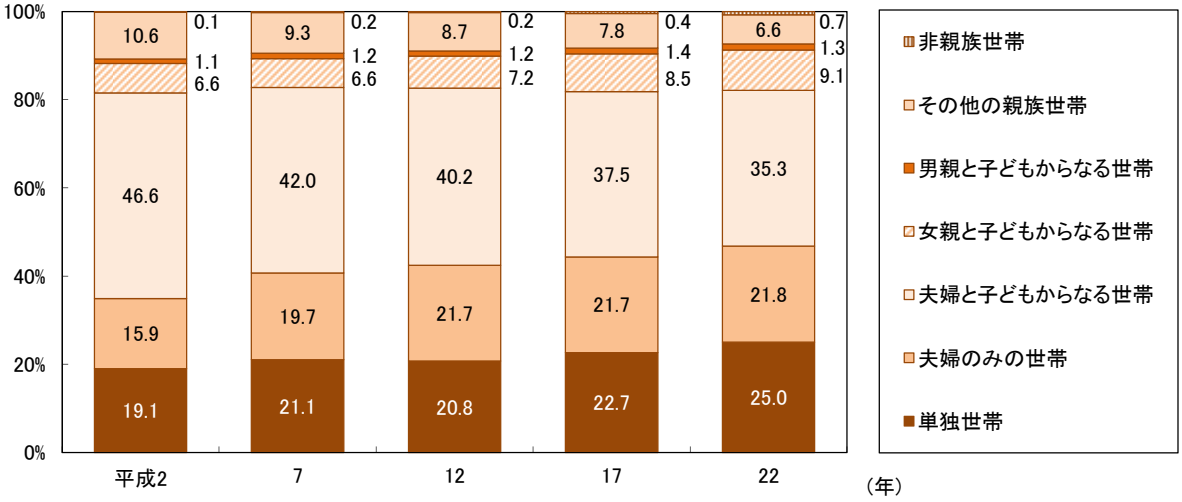

注）世帯類型別割合は、総数から世帯類型「不詳」を除いた世帯数を分母として算出している

資料：総務省「国勢調査」

性別にみた 65 歳以上の単独世帯数の推移（高石市）

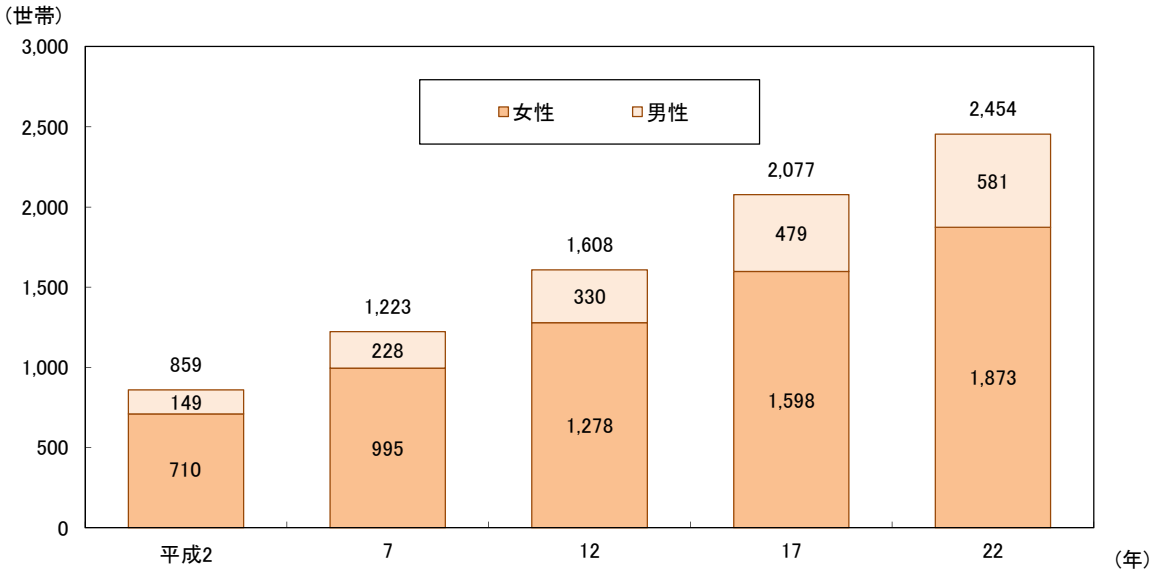

資料：総務省「国勢調査」

2　男女の働き方と生活時間

女性の高学歴化、社会参加が進み、共働き世帯数は専業主婦世帯数を上回り、年々増加していますが、女性の就労形態をみると、依然、男性に比べて正規雇用者よりもパート・アルバイトで働くことが多くなっています。また、近年は若年層をはじめとする非正規雇用者の増大などによる所得格差の拡大傾向が晩婚化の進展や希望の子ども数の出産をためらうことにもつながっていると言われています。

共働き等世帯数の推移（全国）

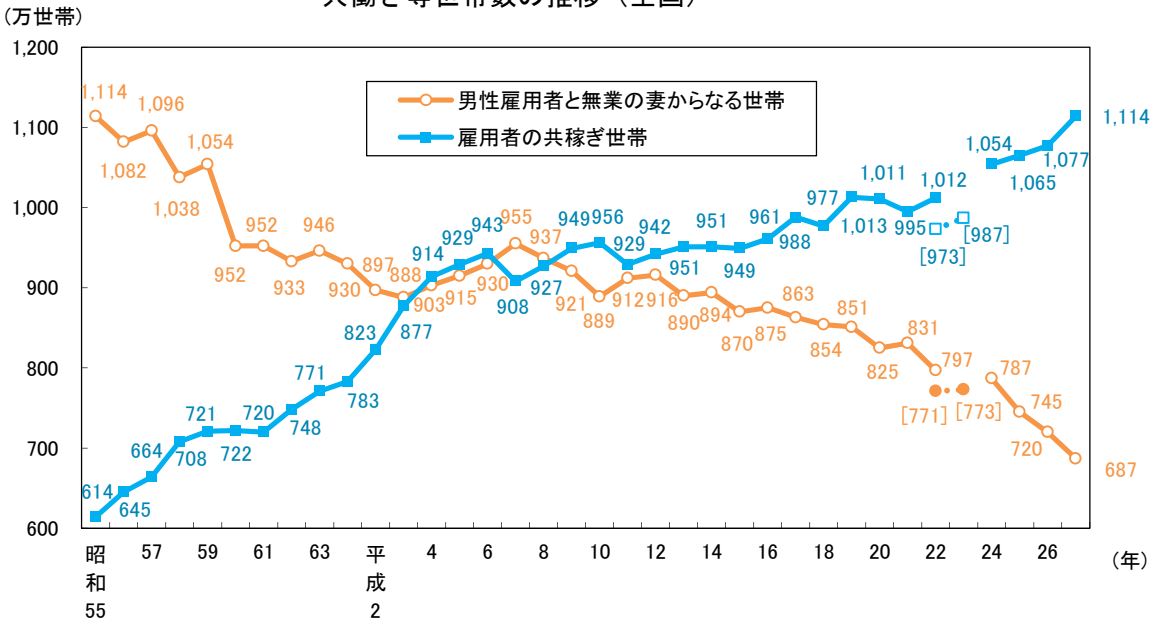

注）平成 22 年及び 23 年の[]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

資料：内閣府「男女共同参画白書」平成28年版

雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移（全国）

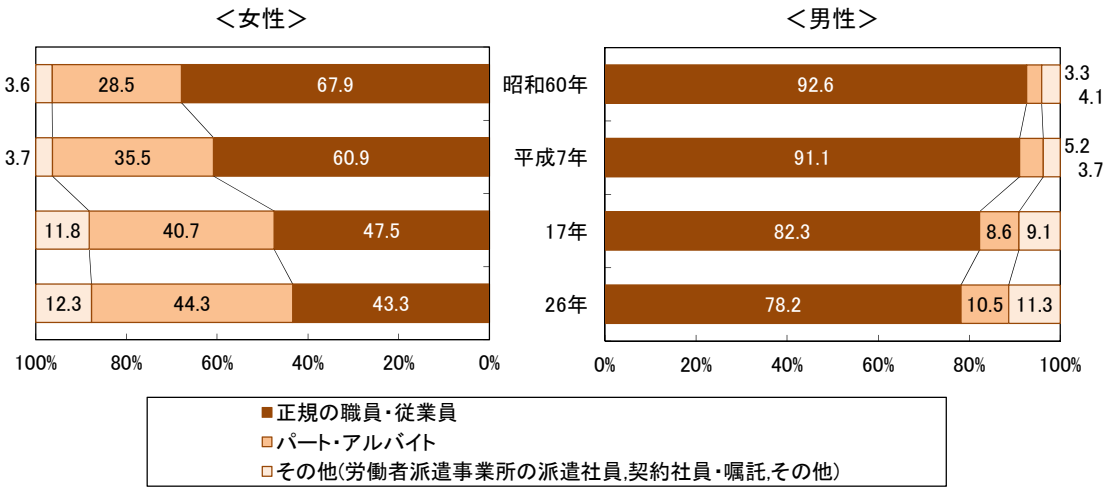

注）昭和 60 年と平成7年は、総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）より、17 年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。

資料：内閣府「男女共同参画白書」平成27年版

我が国の女性の労働力率の特徴は子育て期に低下するM字型の曲線を描くことです。高石市では、女性のどの年齢層でも国、大阪府よりも低くなっています。育児休業を取得する女性が増加するなどで、M字型の底は浅くなる傾向ですが、家事・育児の負担を多くの女性が担っていることから、第１子出産を機に約６割の女性が離職しているという現実があります。

性別・年齢層別労働力率（全国・大阪府・高石市）

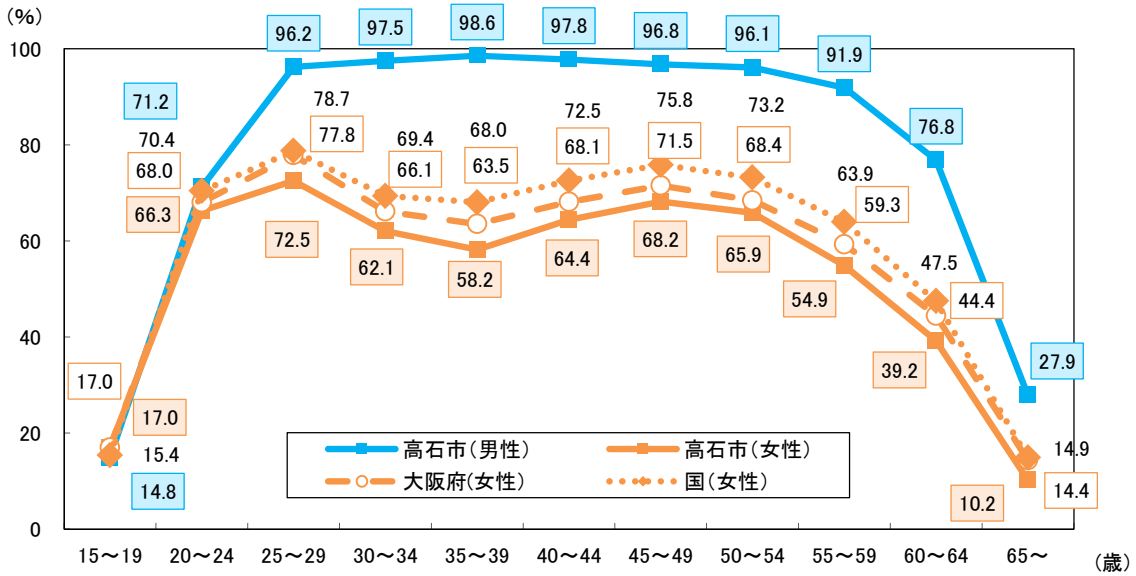

資料：総務省「国勢調査」（平成22年）

子どもの出生年別第１子出産前後の妻の就業経歴（全国）

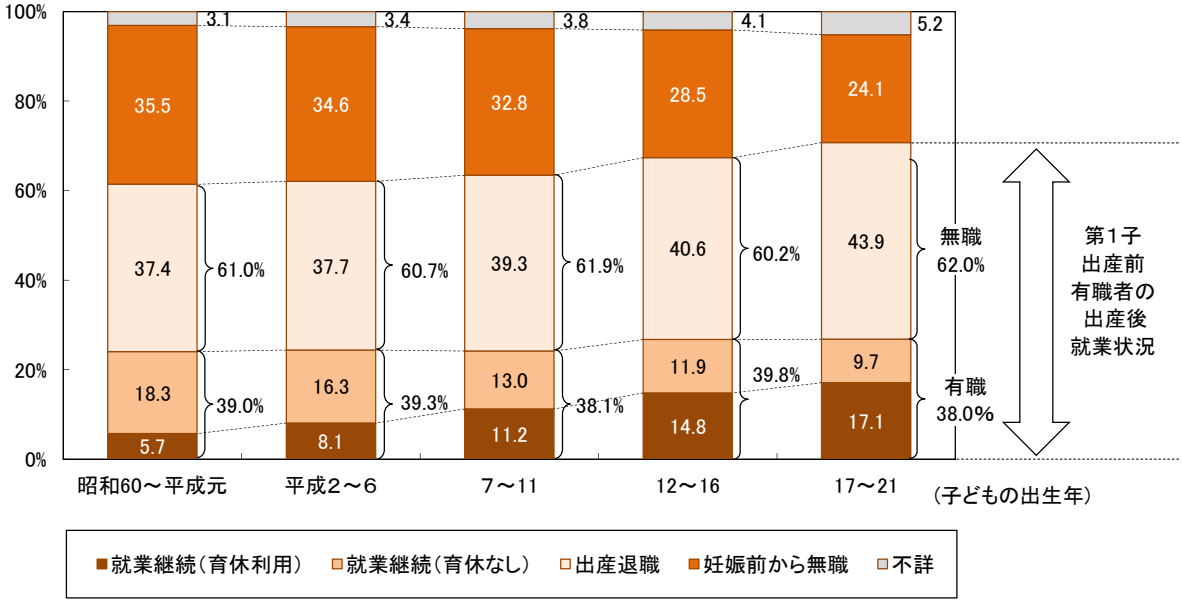

注1）国立社会保障・人口問題研究所「第 14 回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。
2）第1子が1歳以上 15 歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
3）出産前後の就業経歴　就業継続（育休利用）－妊娠判明時就業～育児休業取得～子供1歳時就業
就業継続（育休なし）－妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子供1歳時就業
出産退職　－妊娠判明時就業～子供1歳時無職
妊娠前から無職　－妊娠判明時無職～子供1歳時無職

資料：内閣府「男女共同参画白書」平成28年版

男性が家事・育児・介護等に関わる時間は、妻の就業状態にかかわらず40分程度で、女性と比べるとかなり短く、国際的にみても我が国の男性の家事・育児等の時間は極めて短いのが実態です。この背景には、30～40歳代男性の長時間労働が改善されていないことがあります。こうした男性の働き方を変えない限り家事・育児・介護が女性の負担となり女性の活躍を阻害することになるため、長時間労働の削減等の働き方改革が課題となっています。

夫婦の生活時間（全国）

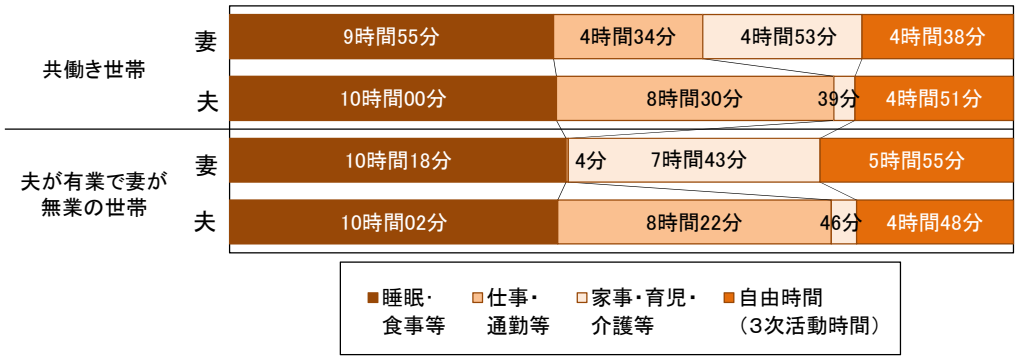

資料：総務省「社会生活基本調査」（平成23年）

性・年齢階級別就業時間（大阪府）

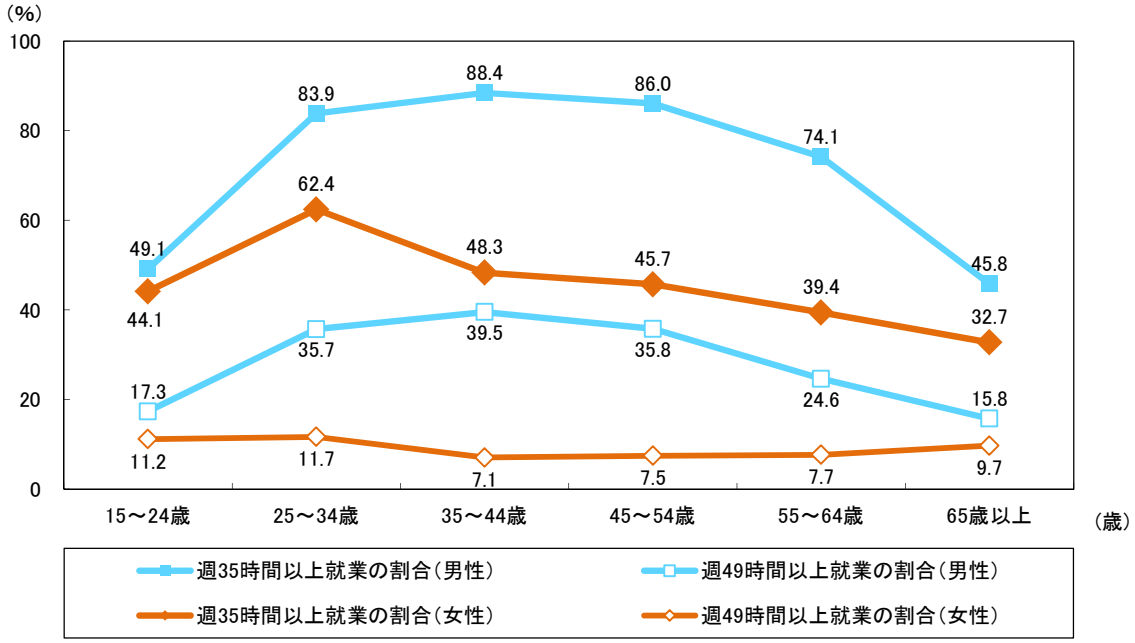

注）労働力調査は，全国結果や 11 地域別結果の精度確保を前提とした標本設計・標本規模で実施している。このため，都道府県別の結果表章を前提とした標本設計を行っておらず，都道府県別の標本規模も小さいことなどから，全国の結果に比べ標本誤差が大きく，結果の利用に当たっては注意を要する。

資料：大阪府「労働力調査地方集計結果　大阪の就業状況（平成27年平均）」

第２章　計画の内容

計画の体系

◆重点目標◆	◆主要課題◆
Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の実現	１．政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大
	２．就労における男女平等の実現
	３．仕事とその他の生活との調和の促進
	４．家庭や地域における男女共同参画の促進
Ⅱ 人権尊重と暮らしの安心の確保	１．ＤＶ防止にかかる取組の推進
	２．あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成
	３．生涯にわたる心身の健康支援
	４．困難な状況に置かれた人への支援
Ⅲ 男女共同参画意識の醸成	１．子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成
	２．生涯学習における男女共同参画意識の醸成
	計画の推進

◆施策の方向◆

女性活躍推進計画

1　審議会等への女性の登用推進
2　女性職員・教員の能力活用と登用推進
3　事業所における女性登用の促進
4　地域団体等の役職における女性登用の促進

5　就労における女性の活躍推進
6　多様な就労形態の労働環境の整備
7　雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

8　行政・事業所における両立支援の推進
9　仕事と子育て・介護等との両立支援

10　家事・育児・介護への男性の参画促進
11　まちづくり活動における男女共同参画の促進
12　国際的視野に立った男女共同参画の推進

DV防止基本計画

13　安心して相談できる体制づくり
14　緊急時における安全の確保
15　被害者支援の充実

16　女性の人権に対する理解の促進
17　暴力の予防にむけた教育・啓発の推進

18　生涯の各時期に応じた健康保持・増進
19　リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）の理解促進と浸透

20　子育て世帯への支援
21　複合的に困難な状況に置かれた人への支援

22　男女平等保育・教育の推進
23　家庭・地域等における男女平等意識の浸透

24　男女共同参画に関する学習機会の提供
25　自己実現を支援する環境の充実

26　庁内推進体制の強化
27　計画の進行管理
28　男女共同参画推進拠点の整備

重点目標Ⅰ
あらゆる分野における男女共同参画の実現

女性の社会進出が進み、さまざまな分野において女性が活躍する場面が増えていますが、世界経済フォーラムが発表する**ジェンダー・ギャップ指数（GGI）**をみると 2016 年（平成 28 年）の日本の順位は 144 か国中 111 位であるなど、国際的にみて他の先進諸国に比べると、日本における女性の能力活用は十分とはいえません。

国会、地方議会の議員や審議会等の委員の女性割合は、年々上昇してきてはいますが、半数には遠く及びません。行政機関、民間企業の管理職に占める女性割合も同様です。地域社会をみても、女性はさまざまなかたちで参加していますが、会長職などの役職者は男性中心です。

就労の場では、法律面での整備は進んでいるものの、これまで性別役割分担意識をはじめとする性別に基づく固定的な見方があるために、女性は男性に比べて能力を高める機会を与えられることが少ない傾向がありました。しかし、市内事業所を対象に女性の活躍推進に関する意向を調査したところ、結婚や出産にかかわらず女性社員にも長く働き続けてもらいたい、女性社員にも管理職として責任ある仕事を担ってもらいたいという経営方針を示す事業所が多くを占めるなど、事業所の認識も変化してきています。

少子高齢化が進展するなかで、活力のある社会を築くためには、性別にとらわれずに誰もが自分の能力を発揮できる社会環境をつくり、ともに責任を分かち合うことが必要とされています。あらゆる分野に男女が対等に参画することは、相互理解と男女平等な意識を培うことにもつながります。

さまざまな方針決定の場や社会的な活動の場、あるいは就労の場などにおいて、これまで女性の参画が不十分であった分野の男女共同参画を推進します。

ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index：GGI）
経済、教育、保健、政治の各分野毎に各使用データをウェイト付けして総合値を算出。その分野毎総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0 が完全不平等、1 が完全平等。

地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等の女性の登用（高石市）

附属機関数	女性参画機関数	女性参画機関割合(%)	委員数(人)	うち女性委員数(人)	女性割合(%)
26	24	92.3	308	78	25.3

（平成28年4月1日現在）
資料：高石市人権推進課

市議会議員の状況（高石市）

議員数(人)	うち女性議員数(人)	女性割合(%)
16	2	12.5

（平成28年4月1日現在）
資料：高石市人権推進課

市職員の在職状況について（高石市）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
全職員	全体(人)	382	362	360	331	325
	男性(人)	253	237	240	215	211
	女性(人)	129	125	120	116	114
	女性割合(%)	33.8	34.5	33.3	35.0	35.1
全職員のうち一般行政職	全体(人)	231	220	223	210	235
	男性(人)	196	182	185	174	194
	女性(人)	35	38	38	36	41
	女性割合(%)	15.2	17.3	17.0	17.1	17.4
全職員のうち管理職	全体(人)	52	53	53	49	51
	男性(人)	50	51	51	47	49
	女性(人)	2	2	2	2	2
	女性割合(%)	3.8	3.8	3.8	4.1	3.9

注）特別職（市長・副市長・教育長）、再任用職員、非常勤嘱託職員、パート職員、派遣者を除く。
資料：「大阪府内市町村における男女共同参画関連施策の推進状況調べ」より
（各年度4月1日現在）
資料：高石市人権推進課

こども会、ＰＴＡ、老人クラブ、自治会における女性割合（高石市）

	全体(人)	うち女性(人)	女性割合(%)
こども会育成協議会役員	29	15	51.7
市立幼稚園PTA会長	3	3	100.0
市立小学校PTA会長	7	7	100.0
市立中学校PTA会長	3	1	33.3
単位老人クラブ会長	38	4	10.5
自治会長	51	4	7.8

（平成28年度）
資料：高石市秘書課、高齢・障がい福祉課、社会教育課

主要課題1. 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

審議会等の女性委員割合をみると、府内市町村と同様に高石市もゆるやかに上昇していますが、府内市町村と比べて低くなっています。

地域の活動の分野では、こども会会長、ＰＴＡ会長では女性の割合が高いものの、自治会長は１割に満たない状況は変化していません。

国では、管理的職業従事者に占める女性割合の上昇をはじめとする働く場での女性の活躍を推進するために女性活躍推進法が施行されるなど、国、地方公共団体、民間企業が**積極的改善措置（ポジティブ・アクション）**に取り組む社会環境を整備しています。

人口の半数を占める女性の声を十分に反映し、男女が対等に活躍できる活力のある社会をつくるために、女性のエンパワーメントを支援するとともに、政策・方針決定過程や意思決定の場へ女性の参画を拡大する取組を進めます。また、地域における活動に女性が積極的に参画し、リーダー役割も担えるように、発言力、自己決定能力、方針決定能力などの力をつけることを支援します。

審議会等における女性委員割合の推移（全国市町村・府内市町村・高石市）

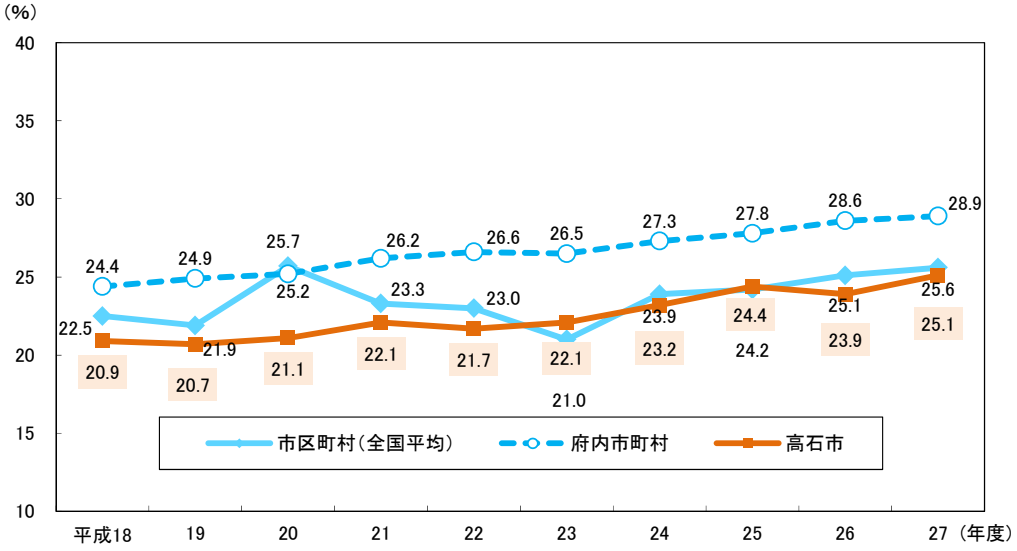

資料：内閣府「男女共同参画白書」、大阪府男女共同参画課調べ、高石市人権推進課調べ

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

不平等な待遇を受けてきた人種的・社会的少数派に対し、教育や雇用の機会を一定比率で優先的に取り扱うなどの方策によって、実質的な機会均等の実現を目的とした暫定的な特別措置のこと。具体例としては、審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性の国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

施策の方向(1)審議会等への女性の登用推進

	具体的施策	施策の内容	担当課
1	女性登用目標値の設定	女性委員割合の目標値(平成 33 年度末 30%、平成 38 年度末 35%)を設定し、女性の登用拡大を進めます。また、女性委員がいない審議会等の解消に努めます。	人権推進課 関係課
2	人材情報の収集・整備	女性の委員候補者を増やすために、地域活動や各専門分野の女性人材に関する情報を収集し、委員改選時の資料として提供します。	人権推進課
3	審議会等登用目標の設定	各審議会等において女性委員の登用目標とそのための手段を明確にします。	人権推進課 関係課

施策の方向(2)女性職員・教員の能力活用と登用推進

	具体的施策	施策の内容	担当課
4	女性管理職の登用推進	女性職員を対象にキャリア形成を目的とする研修等を実施することなどにより、将来管理的地位を担うことが期待される監督職の職員増加に努めます。	人事課 教育総務課
5	男女平等の職務分担の徹底	所属長を中心に日常的な職務分担の男女平等の徹底を進めます。教育現場においても校務における男女共同参画を徹底します。	人事課 学校教育課 全課
6	女性職員の能力発揮に向けた職務訓練の推進	女性職員が特定の職場や職務に偏ることなく多様な仕事が経験できるよう、職業能力の向上を意図した職務訓練を継続・拡充します。	人事課 教育総務課 全課

施策の方向(3)事業所における女性登用の促進

	具体的施策	施策の内容	担当課
7	事業所に対する女性登用の啓発	事業所における女性の積極的登用の成功事例紹介などの情報提供、関係団体と連携した啓発を通して、企業活動における女性活用のメリットを啓発します。	経済課 人権推進課
8	事業所に対する積極的改善措置の支援	市内中小企業に対して女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定に向けた支援を行います。	経済課 人権推進課

施策の方向(4)地域団体等の役職における女性登用の促進

	具体的施策	施策の内容	担当課
9	団体等に対する女性登用の啓発	市内各種団体等に対しては、あらゆる機会をとらえて、男女共同参画の重要性やその効果を啓発し、役職者の女性登用を促進します。	関係課
10	女性のリーダー養成	地域で活動する女性がリーダー役割を担う機会の拡大と人材養成を進めます。	人権推進課 社会教育課

主要課題2. 就労における男女平等の実現

生産年齢人口（15～64歳）の就業率は、近年特に女性の上昇が著しく、2015年（平成27年）には15～64歳で64.6％、25～44歳で71.6％となっています。国では25～44歳の就業率を2020年（平成32年）までに77％とすることを目標に掲げており、そのための環境整備が急務となっています。

その一方で、「高石市男女平等に関する意識調査」によると、「職場」は「政治・経済界」、「社会通念・慣習・しきたり」に次いで男女の不平等感が強く感じられている分野です。また、「高石市男女平等に関する意識調査」「高石市女性の就労実態調査」ともに、職場において男女格差を感じることとして「管理職への登用」「昇進・昇格」で男性の方が優遇されていると感じる人が多くなっています。

多様な人材の活用が企業の成長につながるとして、女性の能力発揮・積極的活用の取組を進め、成果を上げている企業も生まれていますが、女性労働者を対等な仕事上のパートナーとして扱い、性別にかかわらず平等に処遇することがさらに広く当たり前のことになる必要があります。

また近年は、妊娠・出産・育児等を理由として不利益取扱いや嫌がらせを受けるなど職場における嫌がらせとして様々なハラスメントの存在が社会問題となっています。働く権利の侵害ともいえるハラスメントが起こらない職場環境の実現が必要です。

就労の場における男女の不平等を是正し、男女がともに能力を発揮し、生きがいをもって働き続けられる環境を整備します。

「職場」における男女の平等感

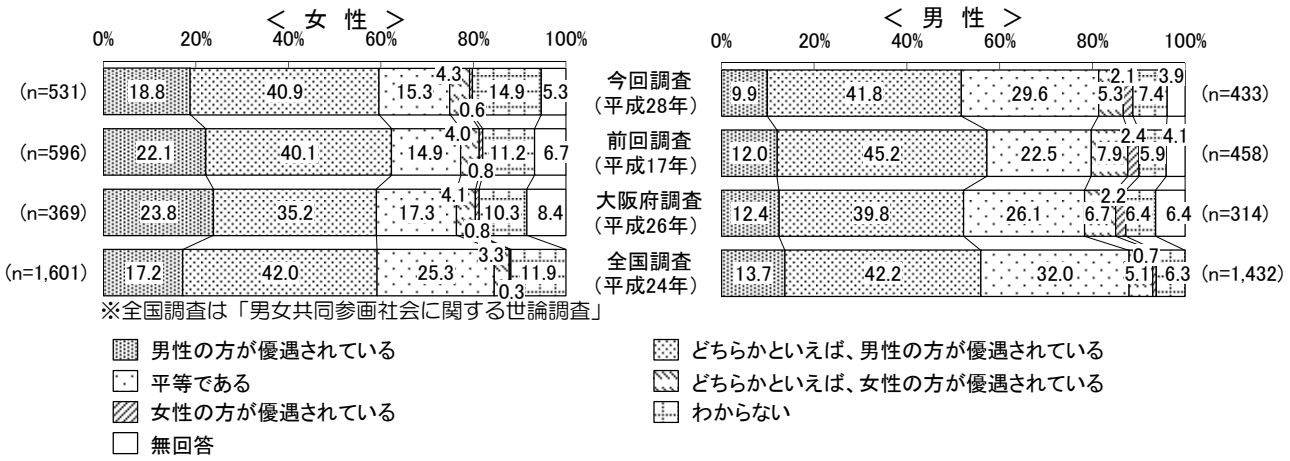

資料：「高石市男女平等に関する意識調査」（平成28年度）

施策の方向(5)就労における女性の活躍推進

	具体的施策	施策の内容	担当課
11	特定事業主行動計画の推進	計画期間中に下記の目標を達成するための取組を進めます。 目標Ⅰ:職員採用試験受験者の女性割合を 35%以上(平成 32 年度) 目標Ⅱ:事務職における係長相当職以上の女性割合を 15%以上(平成 32 年度) 目標Ⅲ:男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を 80%以上(平成 32 年度)	人事課
12	女性活躍推進法の周知と取組促進	市内中小企業等に対して女性活躍推進法の周知と事例紹介等を通じて、非正規雇用者の処遇改善など積極的な取組の促進を図ります。	人権推進課 経済課
13	ハラスメントのない職場の実現	庁内においてパワーハラスメント、マタニティハラスメント等の防止に努めるとともに事業主の配慮義務として、職場における各種ハラスメントの防止に対する指導・啓発を進めます。	人事課 人権推進課 経済課
14	職業能力の開発、再就職支援	関係機関と連携して技能の獲得や能力開発の機会、求人、教育訓練に関する支援と情報提供を行います。	経済課
15	女性の起業に関する情報提供	女性起業家との交流機会や経営に関する知識や営業力、組織運営力を身につける機会の提供とともに各種支援制度の情報提供を行います。	経済課

施策の方向(6)多様な就労形態の労働環境の整備

	具体的施策	施策の内容	担当課
16	パートタイマー等の雇用環境の整備	パートタイム労働法をはじめとする関連法令の周知徹底を図ります。	経済課
17	自営業における男女共同参画の促進	商工会議所等を通じて、自営業に従事する女性の地位向上と活躍機会の拡大を図ります。	経済課

施策の方向(7)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

	具体的施策	施策の内容	担当課
18	雇用に関する法令の周知	労働基準法、男女雇用機会均等法などの労働にかかわる法律を事業所に対して周知徹底します。	経済課
19	事業所に対する男女の均等な機会と待遇確保の啓発	関係機関との連携のもと、事業所を対象とした職場の男女平等に関する啓発を進めます。	経済課 人権推進課

主要課題3. 仕事とその他の生活との調和の促進

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、地域での活動なども暮らしに欠かすことができないものであり、それらがバランスよく調和した状態が充実した生活であると言えます。しかしながら、現実の社会には、安定した仕事に就けず経済的に自立することができない、仕事に追われ心身の健康を損ないかねない、仕事と子育てや親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多くみられます。これらは、働く人々の不安要因となっており、社会の活力の低下や少子化の一因ともなっています。「高石市男女平等に関する意識調査」の結果をみても、男性は仕事を、女性は家庭生活を優先しがちで、理想と現実のギャップが大きくなっています。また「高石市女性の就労実態調査」では、仕事と家庭生活の両立に負担感を感じている女性は６割を超えており、なかでも世話の必要な子どもがいる人では８割近くが負担感を感じています。

地域における子育てや介護の基盤整備を進めるとともに、育児・介護休業の取得促進、事業所に対する両立支援対策や長時間労働是正の働きかけなど、多面的に仕事と家庭・地域生活の両立支援を進めます。

生活の中で優先することの希望と現実

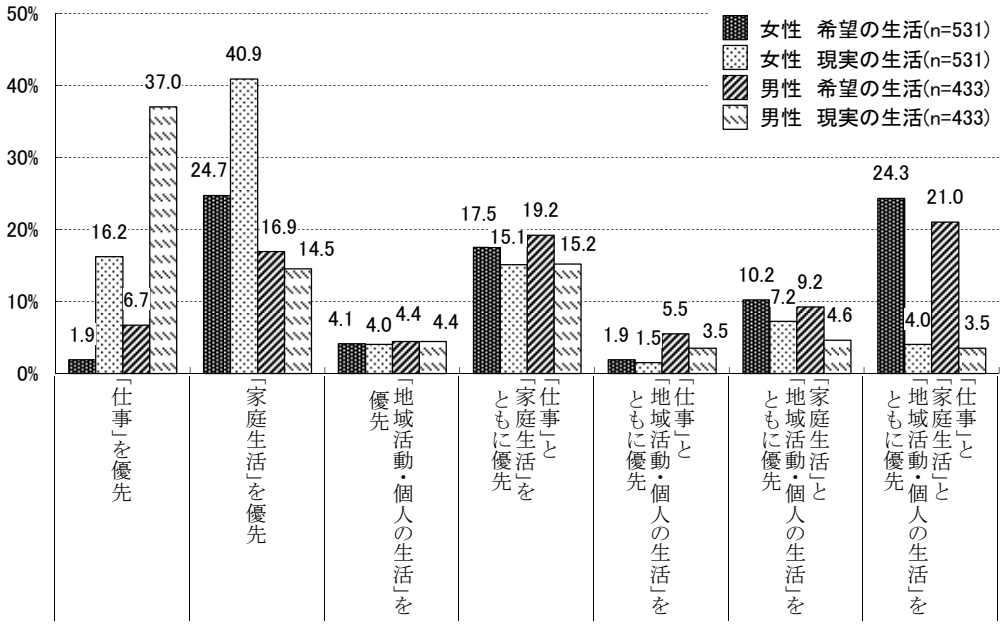

資料：「高石市男女平等に関する意識調査」（平成28年度）

仕事と家庭生活の両立の負担感

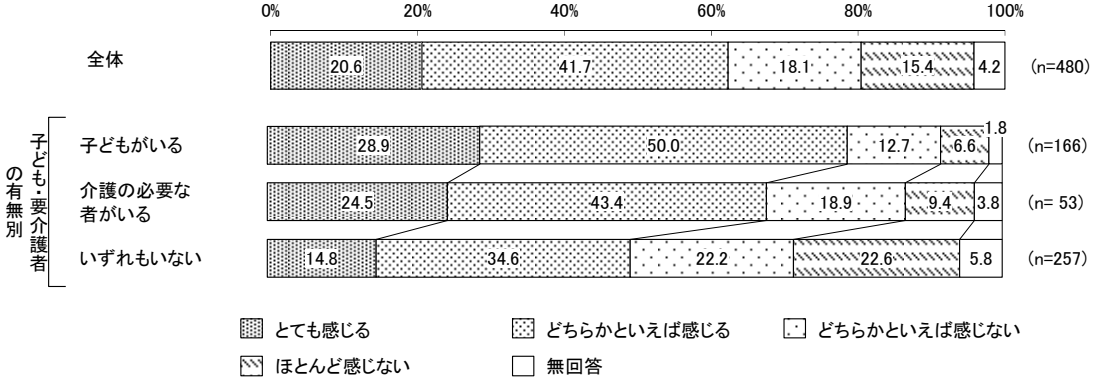

資料：「高石市女性の就労実態調査」（平成28年度）

施策の方向(8)行政・事業所における両立支援の推進

	具体的施策	施策の内容	担当課
20	育児休業・介護休暇等の取得促進	職員が育児休業・介護休暇などの休暇を取得しやすい職場づくりを進めるとともに、男女がともに担う子育て支援のための情報提供や啓発活動を、今後も積極的に進めます。 特定事業主行動計画の目標Ⅲ：男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を80％以上（平成 32 年度）（再掲）	人事課
21	労働時間短縮の推進	労働時間の短縮にかかる好事例の紹介等による長時間労働の是正に努めます。	経済課
22	事業所に対する両立支援対策の促進	事業所に対して「次世代育成支援対策推進法」に基づく事業主行動計画の策定や支援制度の活用など、両立支援策の実施を働きかけます。	経済課

施策の方向(9)仕事と子育て・介護等との両立支援

	具体的施策	施策の内容	担当課
23	保育サービスの充実	「高石市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童解消に努めるとともに、多様なニーズに対応する保育サービスの充実を推進します。	子育て支援課
24	地域における子育て支援の充実	地域子育て支援センター、病児保育等の利用拡大を図ります。	こども家庭課 子育て支援課
25	就労継続できるための家族介護支援	地域包括支援センター、介護事業所等と連携して介護家族への支援を行います。	地域包括ケア推進課

主要課題4. 家庭や地域における男女共同参画の促進

「高石市男女平等に関する意識調査」によると、「家庭」において男女が平等と感じる女性は約25％で、男性は約42％となっています。また、「地域活動・社会活動」において男性が優遇されていると感じる人の割合が、全国調査や大阪府調査に比べて、男女とも高くなっています。市民の日常生活をこころ豊かなものにするためには、家庭生活はもとより市民が主体的に行う地域活動や社会活動においても男女が対等な立場で協力し合う、男女共同参画の視点が必要です。

諸外国に比べて我が国の男性の家事・育児時間が極めて短いという実態の背景には子育て世代の男性の長時間労働の問題に加えて性別役割分担意識が影響していると考えられます。男女の役割を固定的にとらえる見方を払拭して、家庭生活、地域活動を男女がともに担う意識の浸透を図り、対等な参画により活力のある地域社会づくりを進めます。

また、異なる文化の尊重と相互理解につながる国際交流の活動や地球的規模の視点で物事をとらえて、平等・開発・平和や環境の問題などへの役割と貢献について考える機会を提供します。

「家庭」における男女の平等感

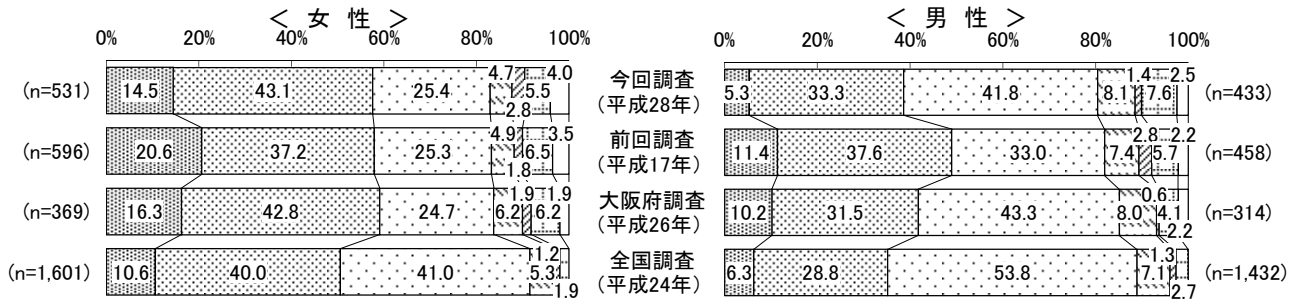

「地域活動・社会活動」における男女の平等感

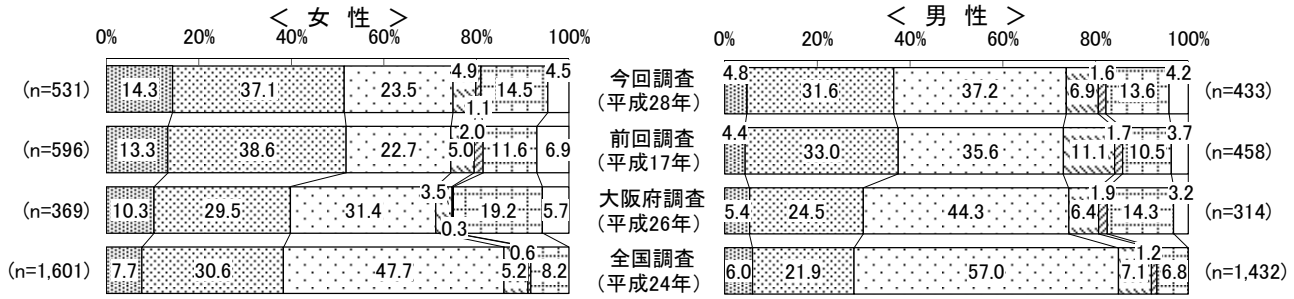

注）大阪府調査は「地域活動の場」、全国調査は「自治会やＮＰＯなどの地域活動の場」
※全国調査は「男女共同参画社会に関する世論調査」

- 男性の方が優遇されている
- どちらかといえば、男性の方が優遇されている
- 平等である
- どちらかといえば、女性の方が優遇されている
- 女性の方が優遇されている
- わからない
- 無回答

資料：「高石市男女平等に関する意識調査」（平成28年度）

施策の方向(10)家事・育児・介護への男性の参画促進

	具体的施策	施策の内容	担当課
26	男女が協力して担う家庭生活の啓発	特に男性に向けて、家庭生活を男女がともに担う意識啓発を進めます。	人権推進課
27	男性の家事技術の習得支援	男性も参加しやすい料理教室など、男性も生活面での技術を習得できる講座を開催します。	社会教育課
28	男性の育児・介護参加の促進	男性が育児や介護に関する知識を学習する機会を提供するとともに、男女がともにかかわる意識を啓発します。	地域包括ケア推進課

施策の方向(11)まちづくり活動における男女共同参画の促進

	具体的施策	施策の内容	担当課
29	自主防災組織への女性の参画促進	自主防災活動に対する意識高揚と女性の積極的参加につながる取組を進めます。	危機管理課
30	消防団活動への女性の参画促進	消防団の女性団員の増員を図り、女性分団の組織化をめざします。	危機管理課
31	自治会等の地域活動における男女共同参画の促進	まちづくりのさまざまな場面における男女共同参画の推進に努めます。	秘書課

施策の方向(12)国際的視野に立った男女共同参画の推進

	具体的施策	施策の内容	担当課
32	国際交流活動における男女共同参画の推進	国際交流事業への男女共同参画を促進します。	秘書課
33	国際的視野に立った男女共同参画情報の収集、発信	女性の人権に関する国際的な条約、法律、制度や国連の取組等の情報・資料の収集・提供を推進します。	人権推進課

重点目標Ⅱ
人権尊重と暮らしの安心の確保

人権に関する取組は、これまでさまざまなかたちで進められてきましたが、社会には今なお解消されない差別が残っているだけでなく、インターネットや携帯端末などの新しい媒体による人権侵害の行為も生まれています。私たちは誰もが生まれながらにして人間らしく生きていく権利を有しており、どのようなときでも人として尊重され、尊厳が保たれる社会を築く必要があります。

「高石市男女平等に関する意識調査」にみられるように、社会の各分野において男女の不平等感が根強く残っていることは、自由な生き方を妨げられていることを示しており、人権を侵害されているといえます。

暴力は、人権侵害の最たるものですが、**ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）**、**セクシュアル・ハラスメント**、**ストーカー行為**、性犯罪などの被害者の多くが女性であるという実態は、女性をその人格と切り離して性的な対象物とみる意識や男性優位の社会が背景にあると言えます。あらゆる暴力を許さない意識の浸透と、誰もが安心して暮らせる社会づくりが求められます。

また、体とこころの健康や性に関する自己決定は、人が尊厳をもって生きる上で重要な要素であり、人権の視点をもって取り組む必要があります。

誰もが、性別や年齢、出生やその人の置かれた社会的な状況にかかわらず、どのような場面でも、一人の人間として尊重され、人権が守られる社会をめざします。

犯罪被害者の状況（全国・平成 27 年）

区分	殺人	業務上等過失致死傷	傷害	過失致死傷	放火	強盗	失火	遺棄	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	その他
男性死傷者(人)	488	424	17,524	153	45	571	27	6	26	0	5	11
死者	145	213	56	17	18	10	7	6	2	0	1	0
重傷者	144	120	1,521	18	4	54	3	0	5	0	0	1
軽傷者	199	91	15,947	118	23	507	17	0	19	0	4	10
女性死傷者(人)	389	128	9,077	151	33	378	18	14	27	182	419	7
死者	218	37	24	7	10	5	10	12	1	0	2	1
重傷者	62	35	644	40	4	48	2	2	3	4	7	3
軽傷者	109	56	8,409	104	19	325	6	0	23	178	410	3

資料：「平成26,27年の犯罪情勢」（警察庁）

大阪府警察相談窓口に寄せられた相談等件数（大阪府）

	平成18	19	20	21	22	23	24	25	26
配偶者等からの暴力に関する相談件数	1,439	1,625	1,987	2,300	4,026	4,140	4,567	5,844	8,002
ストーカー警告件数	53	55	111	92	109	78	129	188	202
ストーカー禁止命令	0	0	3	2	2	0	0	3	3
ストーカー相談件数	1,087	993	1,217	1,238	1,488	1,260	1,423	1,720	1,451
児童買春・児童ポルノ法違反被疑者検挙人員	99	130	88	106	124	138	139	152	150
同被害児童の数	107	113	63	55	70	139	82	123	107
売春防止法検挙件数	161	111	76	45	48	82	33	30	22

資料：大阪府警察本部

ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者等からの暴力）

夫（妻）、もしくは恋人など親密な間柄で起こる暴力をいう。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力を含む。
ドメスティック・バイオレンスの被害者は圧倒的に女性が多く、その背景には男女の力関係の不均衡、性別役割分担意識などがある。

セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものである。
職場におけるセクシュアル・ハラスメントでは、対価型セクシュアル・ハラスメント（職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの）と、環境型セクシュアル・ハラスメント（当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの）と分けられている。

ストーカー行為

特定の人に対して恋愛感情や好意の感情が満たされなかった恨みなどにより、つきまとい、まちぶせ、無言電話などを繰り返すこと。平成 28 年 12 月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、規制対象となる行為が拡大されSNSを用いたメッセージ送信等が追加、ストーカー行為罪の非親告罪化等の罰則の見直しなどが行われた。

主要課題1. DV防止にかかる取組の推進

配偶者暴力防止法の制定を境に、ＤＶに対する社会的な認識が広まり、ＤＶ被害者の保護に関しても、暴力の定義拡大、保護命令制度の拡充、自立支援の強化、適用対象の拡大など一定の制度化と取組が進みました。しかしながら、大阪府の統計をみるとＤＶに関する相談件数は増加しています。また、ＤＶ被害からの回復には、周囲が考える以上の時間が必要であることが多く、被害者のなかには暴力の場所から逃れたあとも、長期間にわたって精神的な不安定さ、体の不調、経済的困難を抱えている人が大勢います。

本市においても、これまで女性相談等各種相談窓口による支援や被害者の保護に努めてきましたが、本計画のなかに「高石市ＤＶ防止基本計画」として位置づけて、相談対応、被害者保護の対応からさらに踏み込んだ自立支援の取組まで関係機関との連携強化により、一層の支援体制の構築を進めます。

ＤＶの相談等件数の推移（大阪府）

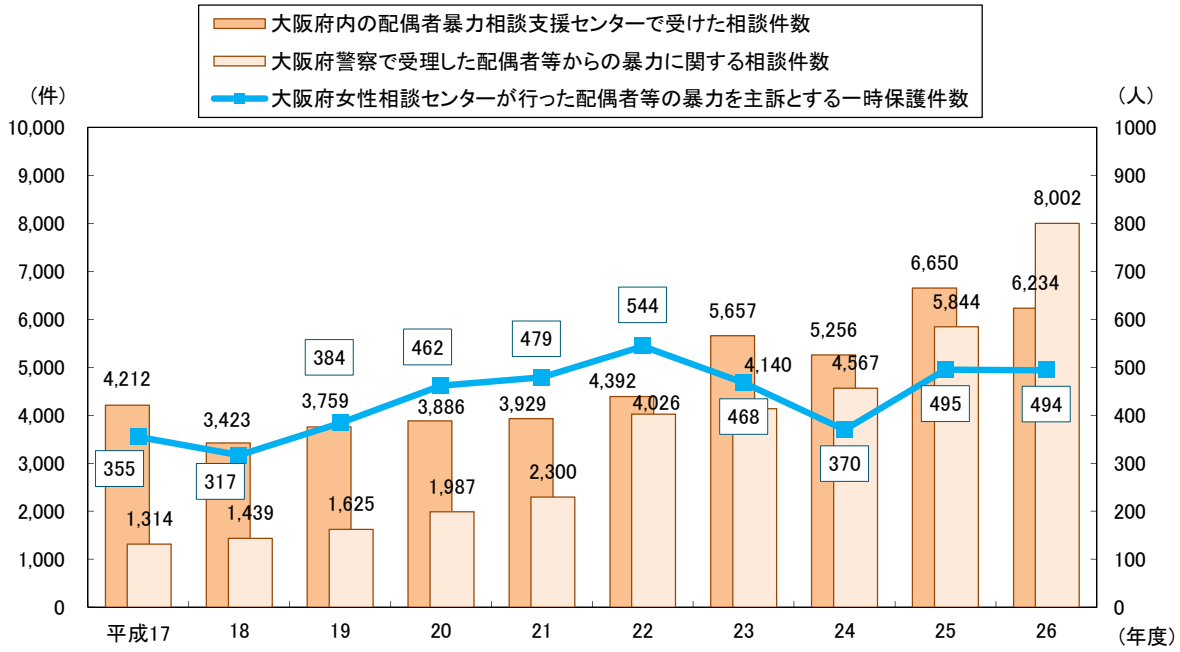

資料：内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」（平成26年度）
大阪府警察本部、大阪府女性相談センター

施策の方向（13）安心して相談できる体制づくり

	具体的施策	施策の内容	担当課
34	配偶者暴力防止法等の周知	配偶者暴力防止法をはじめ、暴力を防止するための法律の周知を図ります。	人権推進課
35	相談体制の充実	被害者の立場に立った電話、面接による相談体制を充実するとともに相談窓口の周知に努めます。	人権推進課 こども家庭課 関係課
36	関係機関等との連携	相談内容に応じて、関係機関や専門機関へつなぐなど相談支援を充実するための情報収集と連携を図ります。	人権推進課 こども家庭課 関係課
37	職員研修	DVに対する理解と適切な対応のための職員研修を実施します。	人事課 人権推進課

施策の方向（14）緊急時における安全の確保

	具体的施策	施策の内容	担当課
38	被害者保護の支援措置の推進	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の被害者の個人情報保護のため、住民基本台帳事務における被害者保護の支援措置を行います。	市民課 人権推進課 関係課
39	警察等関係機関との連携強化	府や関係機関と連携して、緊急一時保護、救援活動、生活援助、カウンセリングなどの支援を行います。	人権推進課 こども家庭課 社会福祉課

施策の方向（15）被害者支援の充実

	具体的施策	施策の内容	担当課
40	被害者の自立に向けた支援	住宅、生活、就労、子どもの教育など関係部署、関係機関との連携を図り自立支援を行います。	人権推進課 こども家庭課 社会福祉課
41	被害者支援の情報提供	被害者支援を行う機関やグループの情報を収集し、提供します。	人権推進課 こども家庭課 社会福祉課

配偶者暴力防止法

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。平成 13 年の公布から3年ごとに3度の改正を経て、暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、自立支援の強化、配偶者暴力相談支援センターの設置、都道府県・市町村による基本計画の策定等が規定された。直近の平成 25 年の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力にも適用対象が拡大された。

主要課題2. あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ：配偶者等からの暴力）やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪などで男性が被害者になるケースもみられますが、被害者の圧倒的多数は女性です。これらの女性に対する暴力の背景には、男性が女性を対等な人間としてみていない性差別意識に加えて、性に基づく役割意識や経済力の格差、職場の上下関係など、男女のおかれた状況がひきおこす社会構造的な側面があります。

配偶者暴力防止法などの法律が制定されていますが、根本にある性差別意識や男女の社会的地位の格差をなくさなければ、女性に対する暴力はなくなりません。

女性に対する暴力についての正しい認識の浸透を進めるとともに、男女の対等な人間関係を基礎とした暴力のない社会づくりを進めます。さらに、近年その実態が顕在化している**デートＤＶ**を防止するには、思春期からの学習機会が必要であることから、中学生、高校生など若年者を対象にした予防、啓発の取組を進めます。

女性の人権が侵害されていると思うこと（高石市）

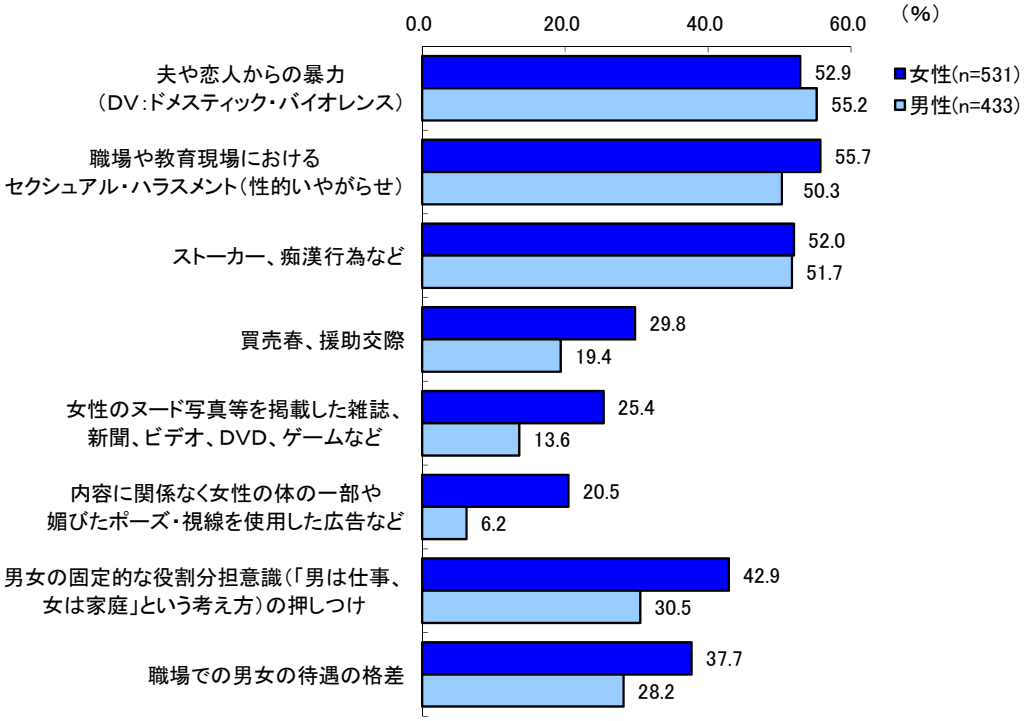

資料：「高石市男女平等に関する意識調査」（平成28年度）

デートDV

交際中の相手からふるわれる暴力のこと。配偶者暴力防止法改正で、保護命令の対象が配偶者や内縁関係から、同居中か同居していた恋人まで広げられたが、デートDVというときは一般的に中高校生を含む若いカップルをさす。

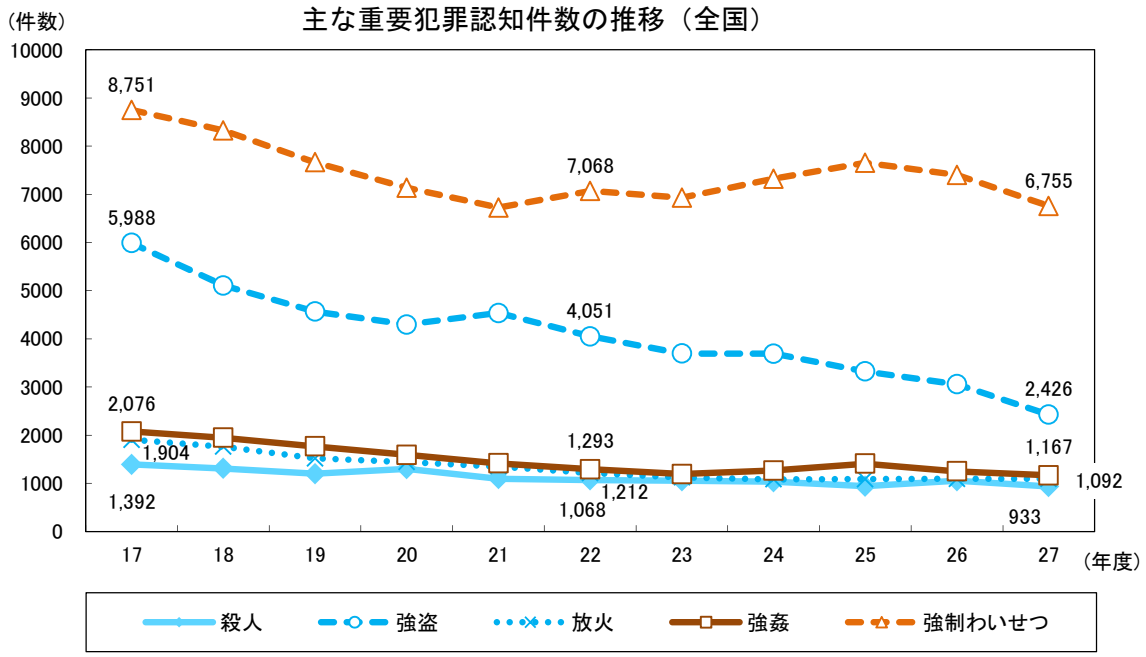

資料：「平成26, 27年の犯罪情勢」（警察庁）

施策の方向（16）女性の人権に対する理解の促進

	具体的施策	施策の内容	担当課
42	女性に対する暴力の社会的認識の浸透	女性に対する暴力が人権侵害であることや暴力が起こる社会的背景について、理解を深める講座等の開催や啓発を進めます。	人権推進課
43	性犯罪等の防止に向けた啓発	性犯罪等の女性に対する暴力の実態や問題点について、学習機会を提供するとともに啓発を進めます。	人権推進課
44	セクシュアル・ハラスメント防止対策の促進	セクシュアル・ハラスメントに対する認識を深め、防止するための研修を充実するとともに、相談体制を強化します。	人事課 人権推進課

施策の方向（17）暴力の予防にむけた教育・啓発の推進

	具体的施策	施策の内容	担当課
45	デートＤＶ防止の教育	デートDVの被害者にも加害者にもならないための学習機会を提供します。	人権推進課
46	暴力によらない感情表現の学習機会の提供	自分も相手も大切にする自己表現についての学習機会を提供します。	人権推進課

主要課題3. 生涯にわたる心身の健康支援

我が国の平均寿命は男女とも世界最高水準ですが、重要なことは、生涯にわたって心身の健康をできるだけ長く保持することです。ストレスの多い現代社会では、いきいきと自分らしく生きるための重要な条件である、こころの健康に問題を抱える人は増えており、うつ病や自殺の増加などが社会問題となっています。

また、食生活、生活習慣の変化などを背景に、女性特有の疾病である子宮がん、乳がん、骨粗しょう症の罹患が増加しています。女性では20歳から40歳代でがんにかかる人の割合が男性と比べて高い傾向にあることから、がん検診受診率の向上に努める必要があります。こころと体の健康について、正しい知識を身につけ、市民が自ら主体的に健康づくりに取り組むとともに必要な情報を得て治療方針などを選択できるよう生涯にわたる健康を支援します。

女性は、妊娠・出産期、更年期などに男性とは異なる健康上の問題に直面することがあるため、女性のライフステージに応じた健康教育の機会も必要です。

男女がお互いの体について理解し、思いやりのある関係性をつくれるよう、性と生殖に関する健康の教育に取り組みます。

男女別平均寿命と健康寿命の推移（全国）

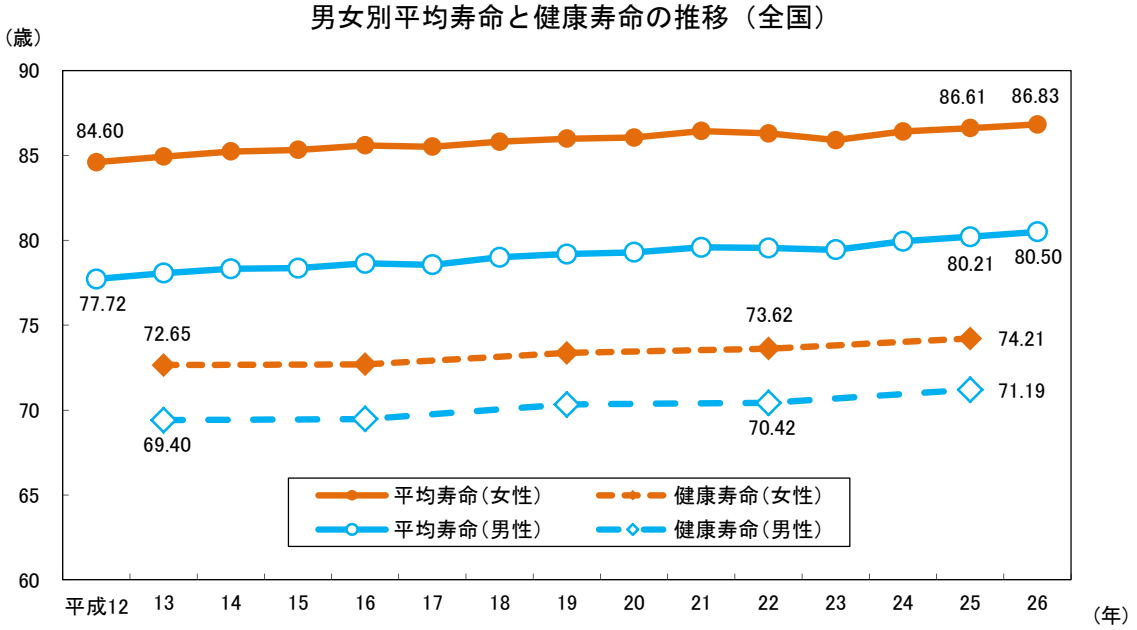

健康寿命とは、日常生活に制限のない期間。
資料：内閣府「男女共同参画白書」平成28年版

施策の方向（18）生涯の各時期に応じた健康保持・増進

	具体的施策	施策の内容	担当課
47	ライフステージに応じた健康教育の推進	妊娠・出産期、更年期など、それぞれの時期に応じた健康課題を解決する健康診査と相談を充実します。	地域包括ケア推進課

施策の方向（19）リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）の理解促進と浸透

	具体的施策	施策の内容	担当課
48	**リプロダクティブ・ヘルス／ライツ**に関する学習機会の提供	リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての学習機会の提供に努めます。	人権推進課 地域包括ケア推進課
49	学校等における性教育の推進	思春期における体とこころの健康問題に対応する健康教育及び成長段階に応じた性教育を実施します。	学校教育課

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）

個人、特に女性の生涯にわたる健康の自己決定権を保障する考え方。健康とは、疾病や病弱でないことだけではなく、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることを意味し、リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置づける理念である。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどがあげられるが、これらのほかに、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じた良好な健康の管理が含まれる。

主要課題4. 困難な状況に置かれた人への支援

全国の傾向と同様に、本市でもひとり親世帯は増加傾向にあり、2010年（平成22年）の国勢調査によると515世帯で、そのうち母子世帯は９割を超えています。また、本市のひとり親世帯の一般世帯に占める割合は、全国平均や大阪府平均を上回っています。一般的に父子家庭の場合は生活面で、母子家庭の場合は経済面での困難を抱えることが多く、いずれの場合もひとり親ゆえの子育ての悩みを抱えています。近年、子どもの貧困が社会問題となっていますが、大人２人以上の家庭に比べて、大人１人で子どもを養育している家庭の**相対的貧困率**が極めて高い状況です。

そのため、2013年（平成25年）には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立しました。貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子どもへの教育支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要となっています。

また、高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方等のライフスタイルの影響が大きく、様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて現れています。

さらに、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であることなどに加えて女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人への配慮が必要です。

人権尊重の観点から様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせるような支援に取り組みます。

母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合（全国）

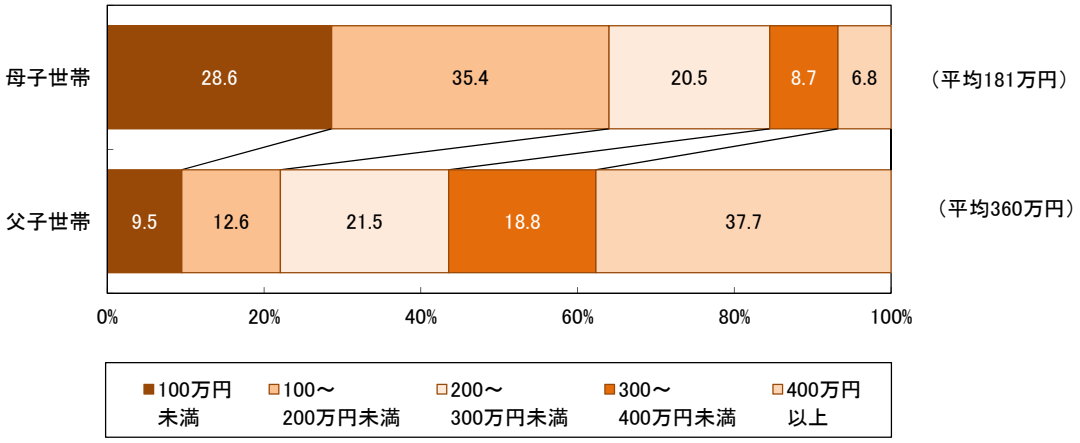

注）年間就労収入とは、母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の年間就労収入である。
資料：厚生労働省「全国母子世帯等調査結果報告」平成23年度版

施策の方向(20)子育て世帯への支援

	具体的施策	施策の内容	担当課
50	ひとり親家庭への支援	ひとり親であることによる負担を軽減し、親子ともに安定した生活を送れるよう支援します。	こども家庭課
51	児童虐待を防止するための親への支援	児童虐待の背景には、親自身がさまざまな問題を抱えていることから、親の問題解決の支援を行います。	こども家庭課

施策の方向(21)複合的に困難な状況に置かれた人への支援

	具体的施策	施策の内容	担当課
52	障がいがある女性、在住外国人女性等への支援	障がいや外国人であることなどによって、より困難な状況に置かれている女性に配慮した支援を行います。	人権推進課
53	性の多様性に対する理解促進	**LGBT** や**性同一性障害**など**セクシュアリティ**の多様性に対する理解を深める啓発、情報提供を行います。	人権推進課

相対的貧困率

所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」)を下回る所得しか得ていない者の割合。格差の議論で用いられる指標の一つであり、政府統計のうち相対的貧困率を算出している調査としては、総務省「全国消費実態調査」と厚生労働省「国民生活基礎調査」がある。高齢者世帯、ひとり親世帯、高齢単身者世帯で相対的に高い。

LGBT

レズビアン(女性を恋愛対象として好きになる女性)、ゲイ(男性を恋愛対象として好きになる男性)、バイセクシュアル(異性も同性も恋愛対象として好きになる人)、トランスジェンダー(生まれたときの性別と違う性別で生きる人、生きたいと望む人)の頭文字をとって、それらを総称する言葉。

性同一性障害

身体的には男女のいずれかに属するにも関わらず、性自認(自己の性別に対する確信)が身体的性別とは食い違っているために精神的な苦痛を感じる状態。

セクシュアリティ

「セックス」が性交や生物学的性別の意味で使われるのに対して、性的指向、性に関する意識、行動、生き方など性的な存在としてどのような人間であるかということを含んだ言葉。

重点目標Ⅲ
男女共同参画意識の醸成

「高石市男女平等に関する意識調査」をみると、この10年間で、社会で女性が活躍しやすくなっていると感じる人が約６割､子育てする男性が増えていると感じる人が半数弱と、社会の変化が感じられています。しかしその一方で、社会全体では男性の方が優遇されていると思う人も約６割となっています。

また、前回調査と比べて「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人が増加し、家事や子育てを男女が同じ程度に担うのが理想と思う人も多いですが、現実には、多くの場合、家事・育児を女性が担っているというのが実態です。

これまで性別役割分担に対して否定的な意識は、男性より女性のほうが強く、高年齢より若年者のほうが強い傾向でしたが、近年、若い世代の女性のなかに性別役割分担に肯定的な人が増えていると言われています。その背景には、若い男性は自分一人で家族を養うことは難しいので妻にも働いてほしいと思う傾向が強くなっていますが、家事・育児を対等に分担するには至っていないので、子どもを望む女性は仕事と育児の両立の負担感から専業主婦志向が強くなっていると言われています。

しかし､男女にかかわらず希望すれば仕事も家庭も両立できる社会になることが、人としての生き方を豊かなものにしてくれます。そのためには、すべての年代において､人権尊重に基づいた男女平等観の形成と男女共同参画意識の醸成が必要となります。

子どもから大人まで､さまざまな場面において学習機会の提供や啓発活動に取り組みます。

この 10 年間における男女共同参画の進展

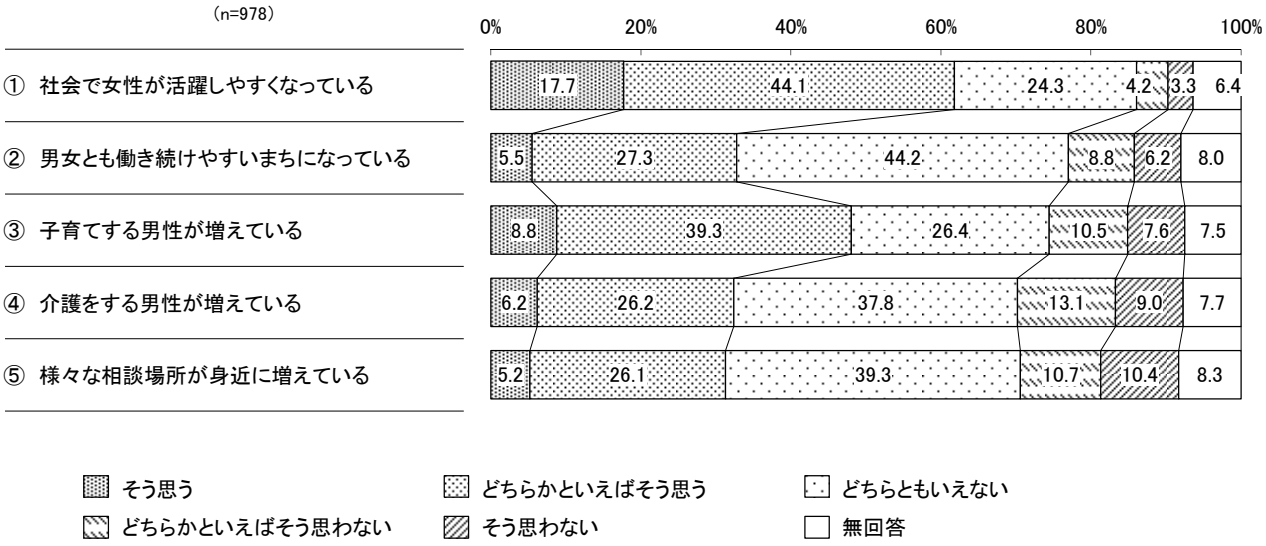

資料：「高石市男女平等に関する意識調査」（平成28年度）

性別役割分担意識（高石市経年比較）

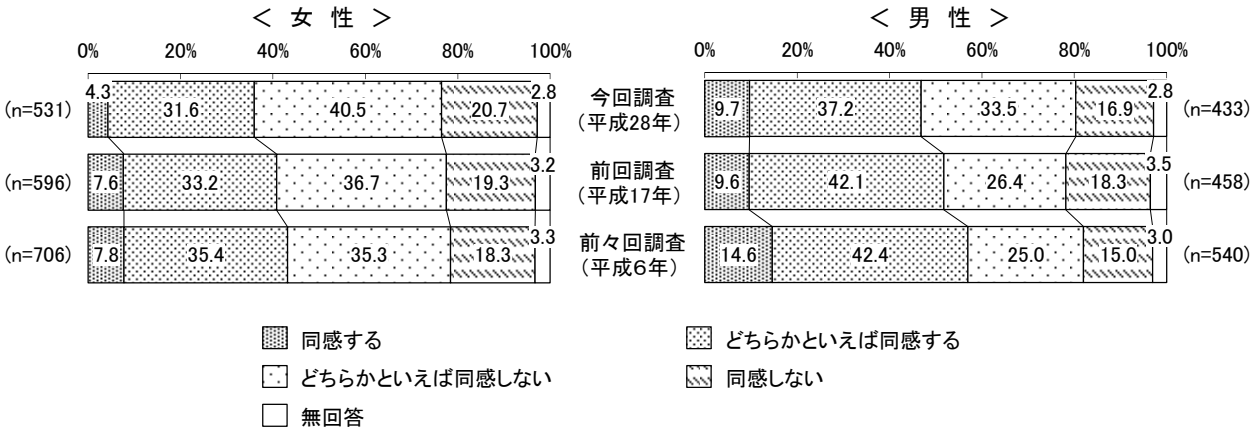

資料：「高石市男女平等に関する意識調査」（平成28年度）

主要課題1. 子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成

子どもは成長する過程で、家庭、集団、地域、メディアなどから**ジェンダー**の意識を身につけます。子どもたちが１日の多くの時間を過ごす教育現場においては、教科指導はもとより行事や生徒指導、進路指導などあらゆる場面で必要以上に男女を区別したり、「男らしさ、女らしさ」を無意識のうちに押しつけていないかを点検し、男女平等の視点に基づいた指導が行われなければなりません。

また、家庭での男女の役割の在り方も子どもたちの「男らしさ、女らしさ」の意識に影響します。「高石市男女平等に関する意識調査」によると、子どもに身につけてほしい力の内容によって女の子と男の子に対して期待する程度に違いがみられ、そうした大人の意識が子どもに影響を与えています。

子どもたちが性別にとらわれることなく、それぞれの個性を発揮して、男女が対等に活躍できるように、学校・幼稚園・保育所において配慮するためには、教職員自身の男女平等意識の向上が必要です。

家庭、学校、地域で行われる教育や学習が、男女共同参画を進める内容となるよう、家庭や地域への啓発とともに、男女平等保育・教育を推進します。

また、情報技術の進歩は便利で大きな可能性を持つ反面、様々な危険性もはらんでいることから情報活用教育に取り組みます。

子どもに身につけてほしい力

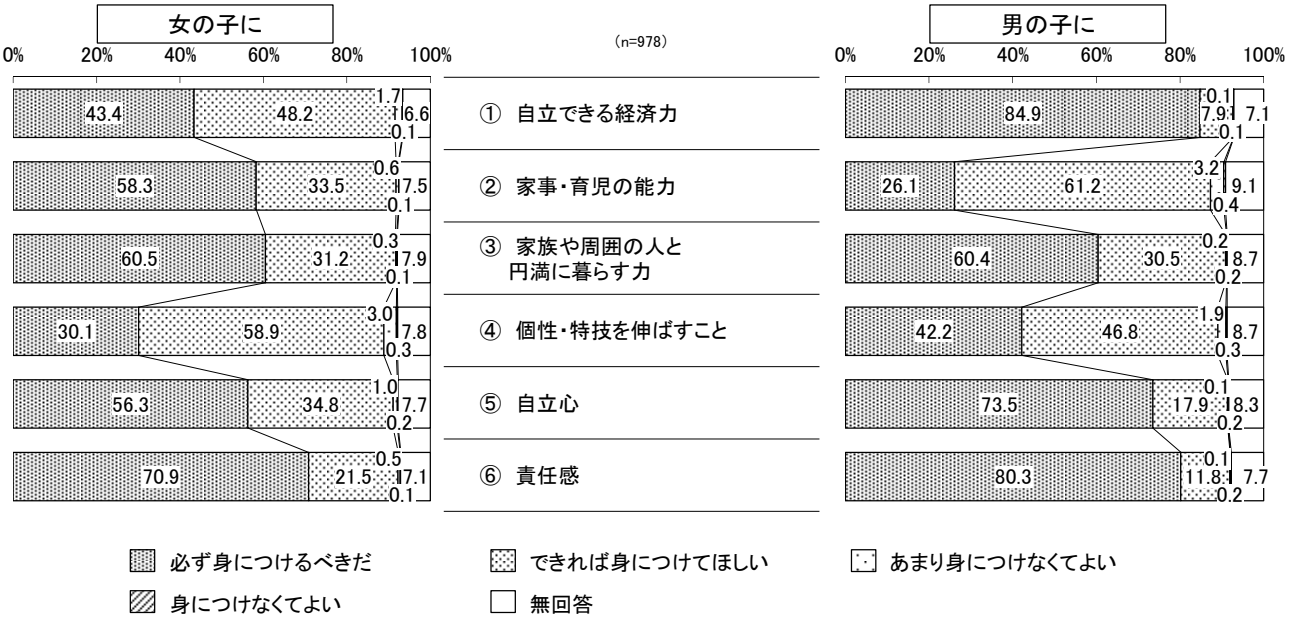

資料：「高石市男女平等に関する意識調査」（平成28年度）

ジェンダー

人間には生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

施策の方向(22)男女平等保育・教育の推進

	具体的施策	施策の内容	担当課
54	男女平等保育・教育に関する研修の実施	教員等の男女平等意識を高めるとともに、男女平等保育・教育に関する指導方法等の研修を充実します。	学校教育課 子育て支援課
55	男女平等保育・教育に関する研究の推進	指導手法や教材研究など教員等による自主的な男女平等保育・教育の研究を推進し、指導力の向上をめざします。	学校教育課 子育て支援課
56	学校・園生活における男女共同参画の徹底	性別にかかわらず、リーダーの役割を担うなど、児童生徒の個性の発揮と能力向上の機会を作ります。	学校教育課 子育て支援課
57	進路指導における男女平等の徹底	本人の希望を尊重し進路の幅を広げるとともに、性別にかかわらず職業選択の可能性を提示し、幅広い職業観を育みます。	学校教育課
58	**メディア・リテラシー**への取組	情報媒体ごとの特性を理解し、受け取る情報を男女共同参画の視点で読み解く力を養うとともに情報発信における留意点や危険性についての学習機会を子どもから大人までそれぞれに応じた内容で提供します。また市刊行物等の表現において男女平等の視点に配慮します。	人権推進課 秘書課 学校教育課 社会教育課

施策の方向(23)家庭・地域等における男女平等意識の浸透

	具体的施策	施策の内容	担当課
59	家庭教育に対する支援	家庭教育学級に対し、男女共同参画に関する情報提供を行うなど様々な支援を実施します。	社会教育課
60	子どもの地域活動における男女平等意識の啓発	地域の青少年育成活動等において、性別にかかわらず子どもの個性を尊重した活動になるよう指導者への啓発機会を設けます。	社会教育課

メディア・リテラシー

リテラシーとは、読み書き能力(識字)と訳される。メディアの伝えている内容は「ありのままの現実」ではなく、社会的に構成され、一定の視点から再構成したものであることを見極めるというメディアの内容を読解する能力とメディアを使って表現する能力をさす。

主要課題2. 生涯学習における男女共同参画意識の醸成

中高年層を中心に生涯学習活動が活発に行われるようになっており、生きがいや充実した生活を送るために生涯学習の重要性が高まっています。本市でも、登録団体と公募委員で構成する公民館企画委員会が公民館事業の企画立案に参画することにより、女性の関心やニーズに即したテーマの講座が多く開催されるようになり、参加者数の増加にもつながっています。今後は、市民のニーズに対応した講座の企画・運営を検討していくなかで、働く世代のライフステージにあった講座や男性が関心を持つ講座など参加しやすくて、親しみの持てる講座の企画が課題となっています。

また、2013年度（平成25年度）から、泉北地域４市１町（堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町）で図書館の相互利用が開始されており、男女共同参画関連図書の利用拡大を図っています。

生涯学習活動のさまざまな機会をとらえて、男女平等、男女共同参画の視点に立った内容を企画し、学習機会を提供します。また、女性がグループ活動を通して仲間をつくったり、情報収集などを行える活動拠点の整備を進めます。

公民館講座開催件数・受講者数の推移（高石市）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
開催件数(件)	293	309	313	343	341
受講者数(人)	4,846	6,058	5,830	6,633	6,374

資料：高石市社会教育課

施策の方向(24)男女共同参画に関する学習機会の提供

	具体的施策	施策の内容	担当課
61	男女共同参画講座の充実	男女共同参画講座の充実を図るとともに、人権講座、生涯学習講座、出前講座等の各種講座の機会においても男女共同参画に関連するテーマを取り上げ、学習を進めます。	人権推進課 社会教育課
62	男女共同参画に関する広報・情報提供	市民が主体的に男女共同参画についての学習を行えるよう、身近な場所で関連情報が得られる環境を整備します。	人権推進課
63	性・年代を問わず参加しやすい生涯学習事業の推進	開催時間の配慮や一時保育実施など、誰もが参加しやすい開催方法を工夫します。	社会教育課

施策の方向(25)自己実現を支援する環境の充実

	具体的施策	施策の内容	担当課
64	女性のための活動の場の整備	女性グループ等がいつでも気軽に利用できる活動拠点を整備します。	人権推進課 社会教育課
65	自主活動グループの育成と支援	活動場所の提供や情報提供など活動支援を行うことで、市民の自主的な活動グループを育成します。	人権推進課 社会教育課
66	女性相談事業の充実	相談事業の周知を進めるとともに、相談回数の増加などの充実に努めます。	人権推進課
67	男女共同参画関連図書の充実	男女共同参画関連図書の収集・PRに努めるとともに、貸し出し拡大を図ります。	社会教育課

資　料

１．高石市男女共同参画推進本部設置要綱

（設置）

第１条　本市における男女共同参画社会実現のための諸施策を総合的に企画・調整し、かつ効果的に推進するため、高石市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　男女共同参画社会実現のための計画の策定及びその実施に関すること。

（２）　男女共同参画に関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。

（３）　前２号に定めるものの他、前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。

３　本部員は、別表１に掲げる職にある者をもって充てる。

（会議）

第４条　推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、主宰する。

２　本部長に支障があるときは、副本部長がその職務を代理する。

（幹事会）

第５条　推進本部に幹事会を置く。

２　幹事会は、推進本部の所掌事務の具体的事項について協議し、検討する。

３　幹事会は、別表２に掲げる職にある者で組織する。

４　総務部長は、幹事会の議長となり、必要に応じて会議を招集する。

（研究会）

第６条　幹事会に研究会を置くことができる。

２　研究会は、幹事会会長が指示した事項について検討する。

３　研究会は、必要に応じ人権推進課長が招集し、構成員の互選により議長を定める。

４　研究会は、人権推進課長が推薦する職員で組織する。

（意見の聴取）

第７条　推進本部、幹事会又は研究会の会議において、本部長が必要と認める時は、男女共同参画についての学識経験のある者又は関係職員の出席を求めて、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（専門委員会の設置）

第８条　幹事会及び研究会は、専門的事項の調査又は研究をするため、専門委員会を置くことができる。

（庶務）

第９条　推進本部の庶務は、総務部人権推進課が行う。

（雑則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等について必要な事項は本部長が定める。

附　則

この要綱は、平成１８年５月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年５月２６日から施行する。

別表１　（第３条関係）

教育長 政策推進部長 総務部長 保健福祉部長 土木部長 議会事務局長 教育部長

別表２　（第５条関係）

総合政策課長 秘書課長 財政課長 経済課長 人事課長 市民課長 危機管理課長 人権推進課長 高齢・障がい福祉課長 社会福祉課長 健幸づくり課長 地域包括ケア推進課長 都市計画課長 議会事務局総務課長 公平委員会事務局長 教育総務課長 学校教育課長 人権教育推進室長 社会教育課長 こども家庭課長 子育て支援課長

２．高石市男女共同参画懇話会設置要綱

（設置）

第１条　本市における男女共同参画施策の基本的な考え方と施策の方向を検討し、今後の総合的な男女共同参画施策の推進に資するため、高石市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（構成）

第２条　懇話会は、委員１１人以内をもって構成する。

２　委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

３　委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

４　補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（座長等）

第３条　懇話会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　座長は懇話会を代表し、会務を総括する。

３　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　懇話会の会議は、座長が招集する。

２　座長は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第５条　懇話会の庶務は、総務部人権推進課において行う。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営等について必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成１８年５月１８日から施行する。

３．高石市男女共同参画懇話会委員名簿

（敬称略・五十音順）

	天野　真理	ＰＴＡ連絡協議会代表
	国安　澄江	女性相談カウンセラー
	黒田　章徳	事業所人権教育推進連絡協議会代表
	阪中　庸子	市民グループ‘ＮＥＸＴ’代表
	高橋　妙子	婦人団体協議会代表
	西中　隆	人権協会代表
座長	肥田　和子	元堺市男女共同参画推進担当部長
	真崎　美樹	小中学校校長会代表
	松村　數彦	民生・児童委員協議会代表
副座長	宮田　清子	元岸和田市立女性センター館長

４．第２次高石市男女共同参画計画策定経過

時　期	内　　容
平成２８年 ７月	・「男女平等に関する意識調査」、「女性の就労実態調査」実施
８月	・関係各課ヒアリング
９月	
１０月	・第１回男女共同参画推進本部会議の開催 ・第１回男女共同参画懇話会の開催
１１月	
１２月	・第２回男女共同参画推進本部会議の開催
平成２９年 １月	・第２回男女共同参画懇話会の開催
２月	・パブリックコメント
３月	・計画策定

５．用語解説索引

LGBT 41

エンパワーメント 3

合計特殊出生率 14

ジェンダー 44

ジェンダー・ギャップ指数 22

ストーカー行為 33

性同一性障害 41

セクシュアリティ 41

セクシュアル・ハラスメント 33

積極的改善措置(ポジティブ・アクション) 24

相対的貧困率 41

デートDV 36

ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者等からの暴力） 33

配偶者暴力防止法 35

メディア・リテラシー 45

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利) 39

第２次高石市男女共同参画計画

2017年（平成29年）3月

発行：高石市総務部人権推進課

〒592-8585　高石市加茂4丁目1番1号

電話 072-265-1001（代表）

FAX 072-263-6116

再生紙を使用し、植物性インキで印刷しています。